

第2章 建設産業の現状と課題

Theme 3 『地域建設業の現状と展望』

はじめに

昨今、地域における建設業の重要性に注目が集まっている。地域建設業の維持は、安心・安全な地域社会の担い手という観点からは社会資本整備に関する問題であり、地域の経済圏における主要な基幹産業という意味では経済政策からその重要性が考えられる。そして災害発生時には最前線で災害対応を担うセーフティネットの役割も果たす。こうした地域建設業の「地域の守り手」としての役割を、人口減少社会において今後どのように担っていくのか、担っていくのかは建設業界全体が抱える重要な課題の1つである。また、この役割を担うためには「企業」や「人」が必須であり、建設業界に所属する企業や人の「数」は重要な要素と言える。

本調査研究ではまず、主要な建設産業政策の中で、地域建設業がどのように認識されてきたのかを整理し、今日の問題意識に至るまでの流れをまとめた。そして、企業数からみた地域建設業の現況把握を、総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」（以下「経済センサス」という。）等の情報から行い、更に、建設技術者や技能者が所属する企業に着目したうえで、創業・廃業・倒産企業数を推計し、建設企業数の将来推計を試みた。

1. 地域建設業の現状

地域建設業の定義は資料により様々だが、地域建設業の現状を把握する上で、まず一般社団法人全国建設業協会（以下「全建」という。）が公開している災害対応空白地域数の変遷に当たる。

建設分野の業界団体は工種・規模により多岐にわたる。なかでも全建は、全国47都道府県ごとの建設業協会によって構成されていることから日本全国の状況を網羅していると考えられること、資本金1億円未満の企業が会員企業の97.1%を占める²こと、主に総合建設業を営む企業が会員であることから、先述した地域の守り手として想定される建設業者の実態に近いと想定した。

全建は、2011（平成23）年、2015（平成27）年、2018（平成30年）の過去3回にわたり、全国の市区町村における各都道府県建設業協会会員企業数を調査して公表している。その背景には、公共事業費の削減や受注競争の激化といった建設業を取り巻く厳しい状況から、地域防

¹ 資本金が1億円以下の会社は税法上「中小企業」と位置付けられる。

² 2023（令和5）年6月末全建調査による。

災が将来的に困難になるエリアが増加することへの懸念がある。

調査結果によると、東京・大阪・愛知の大都市圏を除く会員企業不在の市区町村数と、会員企業不在の市区町村がある都道府県数の推移は図表1のとおりとなっている。2011（平成23）年から2015（平成27）年にかけて、会員企業不在の市区町村は14、また会員企業不在の市区町村を有する都道府県数は4増加している。2015（平成27）年から2018（平成30）年にかけては企業数不在の市区町村数に変動はないが、当該市区町村内に会員企業が1,2社しかおらず将来的に会員企業が不在となる懸念のある市区町村数は72から90へと25%増加しており、将来的な災害対応空白地域の拡大リスクが指摘されていた。

図表1 各都道府県建設業協会会員企業の不在状況からみた地方公共団体数の推移

調査年	2011	2015	2018
市区町村数 (全国1,741市区町村のうち)	98	112	112
都道府県数 (全国47都道府県のうち)	22	26	26

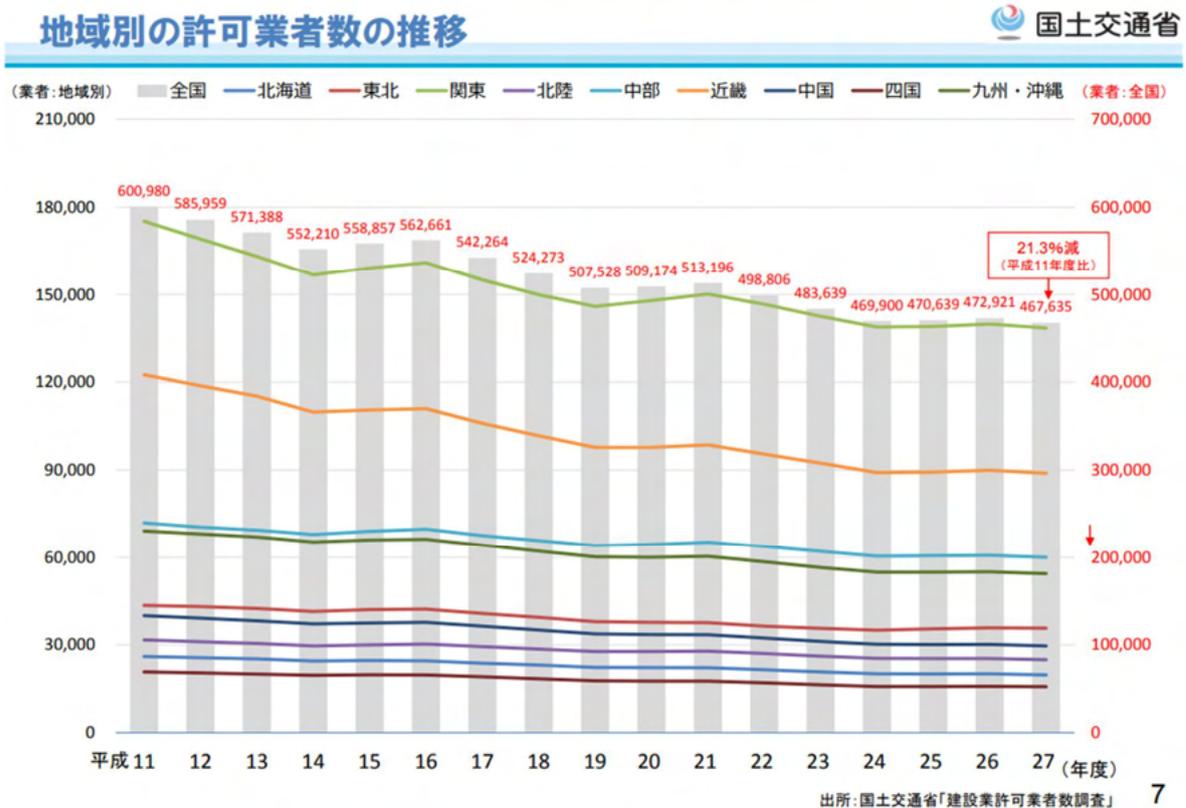
(出典) 一般社団法人全国建設業協会「各都道府県建設業協会会員企業不在の市町村数からみる災害対応空白地域」

(注) 都道府県数は、当該都道府県内に建設業協会会員不在の市区町村がある都道府県を指す。また市区町村、都道府県のいずれも、大都市圏では会員企業不在の市区町村があっても災害対応に大きな支障はないものと想定しているため、東京都・大阪府・愛知県は含まない。

2017（平成29）年2月に実施された建設産業政策会議・地域建設業ワーキンググループの資料（図表2）では、より包括的に、建設業許可業者数³から全国的な建設業者の動向を把握することができる。1999（平成11）年度から2015（平成27）年度にかけて、建設業許可業者数は約60万社から約47万社と21.3%ほど減少しており、地域別にみても減少傾向にあることが分かる。

³ 大臣許可・知事許可業者のいずれも含む。また一般建設業許可業者と特定建設業許可業者の合算。

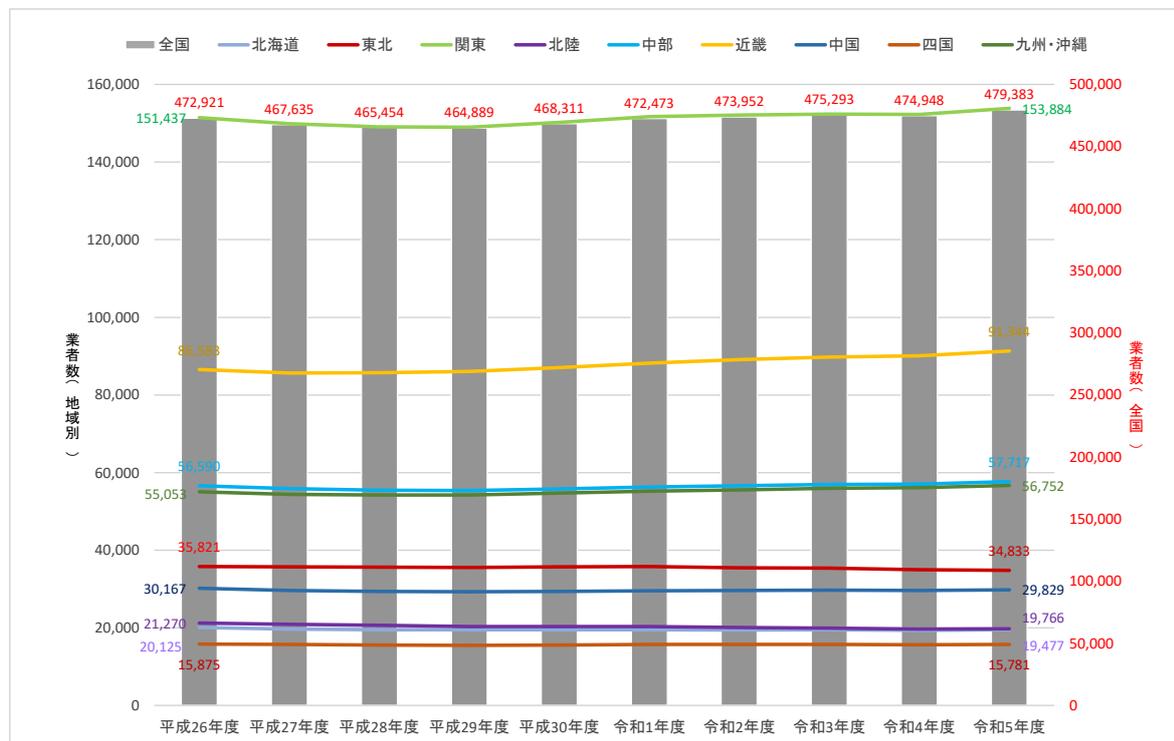
図表2 地域別の許可業者数の推移（1999～2015年度）



(出典) 国土交通省ウェブサイト< <https://www.mlit.go.jp/common/001172541.pdf> >

更に対象期間を延長して、2014（平成26）年度から2023（令和5）年度までの建設業許可業者数の推移を全国・地域別に集計したのが図表3である。これによると、建設業許可業者数は2017（平成29）年に約46.5万社となって以降は全国的に微増傾向にあり、2014（平成26）年度から2023（令和5）年度にかけては約1%、増加していた。特に近畿エリアでは5.5%増と上がり幅が大きい。一方で、北陸では約7%、北海道、東北では約3%減少するなど、地域ごとの動きの差が目立つようになっており、特に地方において建設企業の減少が進行しつつあることが推察される。

図表3 地域別の許可業者数の推移（2014～2023年度）



（出典）国土交通省提供資料を基に当研究所にて作成

2. 建設産業政策の大局的な変遷

災害対応空白地域の発生等の実態が明らかになるなど、昨今、地域建設企業の減少は建設業界における喫緊の課題として認識されている。一方で、今日に至るまでの行政施策における地域建設業の位置づけは、当時の建設業全体の課題感や社会経済全体の状況に応じて、今とは異なっていたと考えられる。

そこで、過去から現在までの建設産業政策の概要と背景を、時代を大きく4区分に分類してまとめた。時代の区分に当たっては、第1回建設産業政策会議（2016（平成28）年10月11日開催）の参考資料1「これまでの主な建設産業政策」（図表4）で紹介された資料を参考にしつつ、(1)「21世紀への建設産業ビジョン」、(2)「建設産業政策大綱1995」、(3)「建設産業政策2007」、(4)「建設産業政策2017+10」の4つの資料を軸とした。そして各資料の作成時期に合わせて(1)いざなぎ景気が始まった1965（昭和40）年から建設業冬の時代と言われた1980年代前半（昭和50年代後半）、(2)日本建設市場の国際化に向けた動きが始まり、バブル景気に向かいだした1980年代後半（昭和60年代前半）から、バブルが崩壊し、相次ぐ建設業界の不祥事と入札契約制度の改革が動き始める1990年代（平成初期）、(3)政府の公共事業関係費が縮小局面にはいり、談合等の建設業の構造的課題が浮き彫りとなった2000年代（平成13年以降）、(4)頻発する自然災害と生産年齢人口の減少を背景に、担い手不足と地域建設業の維持が

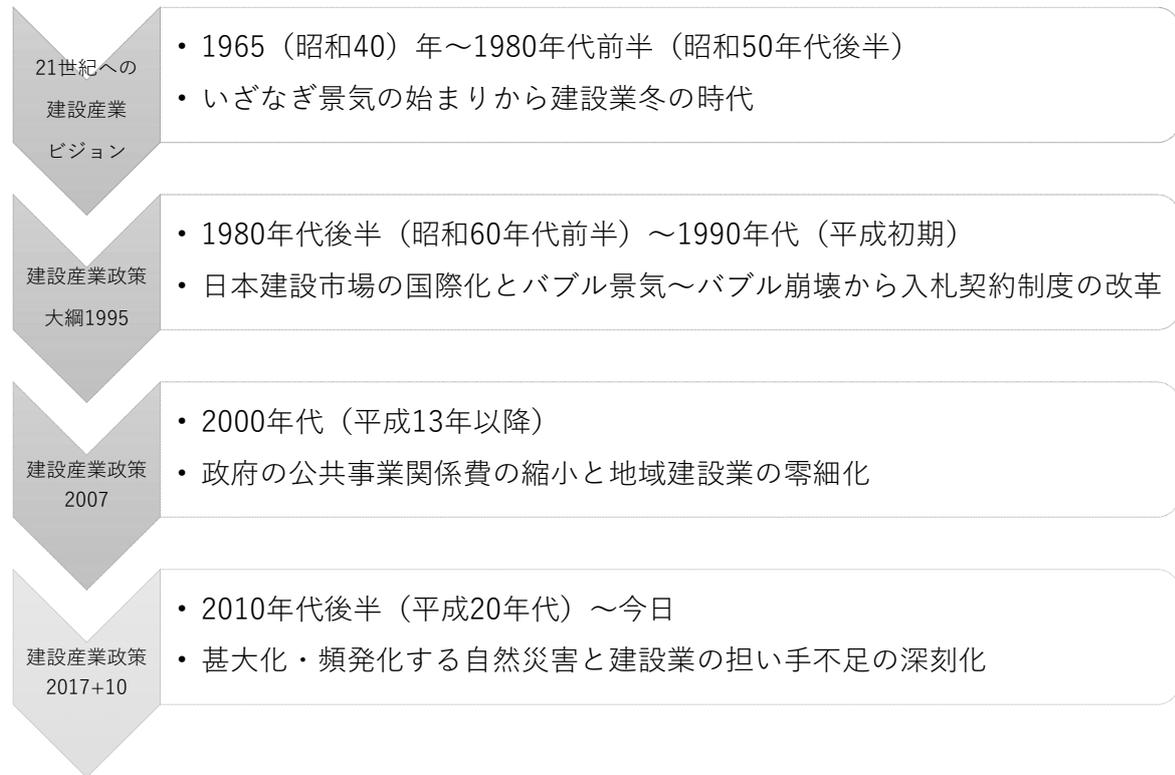
議論されるようになった2000年代後半（平成20年代）から現在に至るまで、の4区分の時代を割り当てた。（図表5）

図表4 これまでの主な建設産業政策

これまでの主な建設産業政策		参考資料 1
	建設産業を取り巻く情勢	提言された主な政策
建設産業政策大綱1995 (H7.4)	<ul style="list-style-type: none"> ○非競争性・不透明性に対する国民の不信 <ul style="list-style-type: none"> -ゼネコン汚職事件等 ○経営環境全般に対する先行き不安 <ul style="list-style-type: none"> -バブル崩壊後の民間建設市場の大幅な落ち込み ○新たな入札・契約制度への不安 <ul style="list-style-type: none"> -一般競争入札の拡大等 ○建設市場の国際化への不安 <ul style="list-style-type: none"> -WTO協定の発効等 	<ul style="list-style-type: none"> ○エンドユーザーに「トータルコスト」で「良いものを安く」提供 <ul style="list-style-type: none"> -コストダウンに向けた企業体質の強化(コスト管理能力の育成) -業種横断的な拠点的教育訓練施設の整備 -発注の標準化 -トータルコストの低減(VE制度等) ○「技術と経営に優れた企業」による「自由に伸びられる競争環境」の醸成 <ul style="list-style-type: none"> -元請企業の責任強化(リスクマネジメント) ○技術と技能に優れた人材が生涯を託せる産業への成長 <ul style="list-style-type: none"> -技術者・技能者の育成・確保 -人材配置の効率化等(多能工化等) <p style="text-align: right;">等</p>
建設産業政策2007 (H19.6)	<ul style="list-style-type: none"> ○建設投資の急激な減少 <ul style="list-style-type: none"> -過剰供給構造、再編・淘汰は不可避 ○談合廃絶への社会的要請 ○品質の確保に対する懸念 <ul style="list-style-type: none"> -公共工事における極端な低価格による受注の増加 -構造計算書偽造問題の発生 ○将来の担い手不足への懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ○公正な競争基盤の確立 <ul style="list-style-type: none"> -法令遵守ガイドラインの策定 -談合廃絶に向けたペナルティの強化 ○再編への取組の促進 <ul style="list-style-type: none"> -経営事項審査の見直しにおける企業集団評価制度の創設 ○入札契約制度改革 <ul style="list-style-type: none"> -総合評価方式の拡充 -低価格入札対策の強化 ○ものづくり産業を支える「人づくり」 <ul style="list-style-type: none"> -基幹技能者の評価(経営事項審査の見直し) <p style="text-align: right;">等</p>
建設産業の再生と発展のための方策2011 (H23.6)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対応、維持管理等を担える企業の不足 ○技能労働者の賃金低下、若手入職者の減少 ○技術者の不適正配置 ○業種区分の実態との乖離 ○価格競争の激化、地域建設企業の疲弊 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域維持型契約方式の導入 ○社会保険未加入企業の排除 ○技術者データベースの整備・活用 ○入札契約制度改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> -地方公共団体等におけるダンピング対策の強化 -受発注者間の法令遵守ガイドラインの策定 <p style="text-align: right;">等</p>
建設産業の再生と発展のための方策2012 (H24.7)	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災の被災地における入札不調、技能労働者確保の難化 ○就業者の高齢化、若手層の減少 ○受注競争の激化 ○地方公共団体の土木職員の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災の特例措置の検証、制度化 ○適正な競争環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> -公共調達の基本理念の明確化 -適正な価格による契約の推進 ○業種区分の点検と見直し <p style="text-align: right;">} 担い手3法 等</p>

(出典) 国土交通省ウェブサイト < <https://www.mlit.go.jp/common/001149565.pdf> >

図表5 建設産業政策の軸と時代区分



（出典）当研究所にて作成

(1) 21世紀への建設産業ビジョン

「21世紀への建設産業ビジョン」は、1986（昭和61）年2月に、当時の建設省建設経済局におかれた建設産業ビジョン研究会において取りまとめられた。建設省が建設産業組織について本格的な分析を行った初めての資料である。

① 社会経済背景

1965（昭和40）年から1970（昭和45）年にかけて続いた戦後最長の好景気であったいざなぎ景気は建設業界にも影響を及ぼし、1968（昭和43）年には建設投資（名目値）は10兆円の大台に乗り、更に拡大を続けていた。こうした業界の活況を反映し、1971（昭和46）年公布の改正建設業法により建設業が登録制から許可制とされたことで改正前の駆け込み登録が相次いだこともあり、建設業の登録（許可）会社は急増した。

1972（昭和47）年に成立した田中内閣は「日本列島改造論」を掲げ、業界にとって更なる追い風となることが期待されていたが、1980年代前半（昭和50年代後半）は一転して、建設業冬の時代と呼ばれる停滞期に突入する。1960年代後半（昭和40年代前半）の旺盛な公共・民間の設備投資によって需要が供給を大幅に上回り、資材価格は高騰していた。更に「日本列島改造論」による期待感も一助となって地価を上昇させ、1973（昭和48）年の第一次オイルシ

ショック発生もあり、1974（昭和 49）年は狂乱物価と呼ばれるインフレが発生した。政府は物価鎮静を最大優先事項に切り替え、総需要抑制策をとるなかで公共投資は控えられた。民間発注全体も冷え込み、建設業界の低成長時代をもたらしたのである。政府は1975（昭和 50）年以降、国債を発行して公共投資を拡大させることで景気のでこ入れを図ったが目立った効果は見られず、1980（昭和 55）年以降は一転して財政再建のための行政改革にシフトし、公共事業の抑制は再び続いた。加えて1981（昭和 56）年には、静岡県内の業界団体に公正取引委員会が独占禁止法違反の疑いで立入検査に入った、いわゆる静岡事件が発生し、建設業界はそれまでにない社会批判に晒された。

こうした建設業界の状況に対して、従来は主に発注者としての立場をとっていた建設省は産業行政にも積極的にのりだす姿勢を打ち出した。1984（昭和 59）年7月に当時の建設省計画局は建設省建設経済局に改組され、局長のもとに同年10月に発足した建設産業ビジョン研究会において取りまとめられたのが、「21世紀への建設産業ビジョン」である。

② 提言内容

まず、日本の建設業に対する大きな危機を7点、

- ・ 建設需要の低迷
- ・ 建設業許可業者の増加による過当競争
- ・ 生産性の低迷
- ・ 利益率の低下
- ・ 倒産の多発
- ・ 元請下請関係の片務性
- ・ 雇用条件の悪さ等の構造的問題の深刻化

として整理した。

特に建設需要の低迷と建設業許可業者の増加による過当競争について、建設需要の低迷は今後も続くことが予想されている一方で建設業者数・就業者数は増加しており、この需要と供給の構造的なアンバランスが改善されなければ競争は更に激化し、深刻な問題が生じると認識していた。そのため、「技術・経営に優れた企業」が成長できるよう、業界全体を挙げた多方面からの取組が必要であるとし、更に「需要構造に見合った産業規模の形成」として、業者数の減少方向にまで踏み込んでおり、当時の切迫感を伝えている。

また、建設業冬の時代を生き抜くために、比較的経営基盤の安定した大手に対しては、スケールメリットを生かした「拡建設」といわれる事業分野の拡大や国際進出、中小企業に対しては、本業の生産性を高めて企業体質の強化を呼びかけるなど、企業の規模別・種類別に建設業経営に対する提言を行った。各企業が自助自立の精神で経営体制の近代化を図り、生産性の向上を図る重要性が説かれたのである。とはいえ、ここで言及された方針は昭和 50 年代から既に各社で独自の取組として進められていたものも多い。

③ 発表後の主な動き

「21世紀への建設産業ビジョン」を受けて、建設大臣は1986（昭和61）年2月、中央建設業審議会（以下「中建審」という。）に対して、建設業の許可要件等の在り方、経営事項審査の在り方、共同企業体等の在り方、産業構造の改善を進めるための諸方策、の4つの事項について諮問を行った。

このうち、建設業の許可要件等の在り方、経営事項審査の在り方については「今後の建設産業政策の在り方について（第1次答申）」（以下「第1次答申」という。）として翌1987（昭和62）年に取りまとめがなされた。技術と経営に優れた企業が適切に評価されるため、経営事項審査制度をより合理的で有効なシステムに拡充させることを最重要課題として挙げ、これを受けて同年に建設業法が改正された。適切と考えられる規模に企業数が調整され、不良不適格業者が競争から除外されていくことを目的とした経営事項審査制度の大改正が行われたのである。

その約半年後には、共同企業体等の在り方について「今後の建設産業政策の在り方について（第2次答申）」（以下「第2次答申」という。）が示された。第2次答申では、共同企業体の適正な活用を図るために各発注機関が運用基準を定めるに当たって準拠すべき共同企業体運用準則が策定され、工事の内容や種類に応じたJVの形態・目的などが整理された。

また1988（昭和63）年5月の「今後の建設産業政策の在り方について（第3次答申）」（以下「第3次答申」という。）では産業構造改善に向け緊急に取り組むべき課題を

- ・不良・不適格業者の排除
- ・建設生産システムにおける新しいルールづくりの確立
- ・生産性の向上
- ・若年建設従事者の確保

の4つに設定し、これらの課題の解決のために1989（平成元）年度から3年間で重点的に実施すべき事業として、建設経済局は「構造改善推進プログラム」を策定し、関係機関に通達を行った。

この「構造改善推進プログラム」では、第3次答申で設定された4つの課題について、それぞれ以下のとおり対策の方向性を示した。まず不良・不適格業者の排除のためには、第1次答申を受けた改正建設業法が定めた改正経営事項審査制度や、第2次答申で示された共同企業体の適正な在り方について、制度の確実な定着と運用を図る必要があるとした。次に建設生産システムにおける新しいルールとして、元請と下請間、総合工事業と専門工事業間といった、建設生産を担う業界相互間の合理的な分業関係を確立させることを目指した。更に生産性の向上は、個々の企業の経営管理能力の向上と建設生産の場における生産工程改善への取組から推進すべきとした。最後に、若年建設従事者の確保のためには建設業のイメージアップと業界を挙げてのPRが必要であるとしている。

1992（平成4）年には、1992（平成4）年度から3年間の「第2次構造改善推進プログラム」

が策定された。第2次構造改革推進プログラムでは前身の構造改善推進プログラムを継承しつつ、

- ・建設産業における安全確保対策の強化
- ・建設産業に対する理解の増進

の2点を新たな重点課題に据えた。しかし公表された時期には建設業冬の時代は底をうち、建設産業を含む日本経済は内需主導型のバブル景気に上向く気配を見せていた。

(2) 建設産業政策大綱 1995

「建設産業政策大綱 1995」(以下「大綱 1995」という。)は建設省建設経済局に1994(平成6)年におかれた建設産業政策委員会において検討され、1995(平成7)年に発表された。

① 社会経済背景

1987(昭和62)年頃から始まったバブル景気は建設業に夏の時代と呼ばれる好況をもたらしたが、1990(平成2)年に終焉を迎え、特に民間建築市場は大きく落ち込んだ。それを補う形で公共投資が増大し、特に地方部では中小の建設企業が乱立する状況を招いた。

また、1986(昭和61)年、アメリカが関西国際空港プロジェクトにおいて国際競争入札を行うよう書簡で申し入れたのを皮切りに、日本建設市場への外国企業の参入という国際化に向けた動きが本格化した。それまで日本の建設業の国際化は、国内の企業が新たな市場として海外に進出する文脈で語られる場合がほとんどであった。しかし、貿易収支のアンバランス(輸出>輸入)は、まずは第二次産業の内需拡大圧、次に農業や建設といった第一次、第三次産業市場への海外企業参入圧として是正を強いられ、その結果、建設業は今までにない国際市場化の時代に晒されることになったのである。

その主要な提唱者であったアメリカは、日本との交渉過程において、実質的に公共調達の大半を占めていた、発注者から指名された業者のみが入札に参加できるとする指名競争入札制度と、指名業者間の情報交換、つまり「談合」こそが閉鎖的な国内建設市場の温床であると見做し、独占禁止法に抵触するとして強硬な姿勢で是正を迫った。加えて、建設市場における業者決定の透明化の問題は日米間のみには留まらず、1986(昭和61)年から始まっていたガットのウルグアイ・ラウンドで、政府調達協定の対象を従来の物品から建設工事を含むサービスに拡大する交渉が進められていたが、そこでも受注者間の競争における公平性・透明性が基本的な原則とされたのである。ウルグアイ・ラウンドは1993(平成5)年に妥結され、日本の建設業界は、かねてより抱えていた構造的な課題の解決に向けて、国際社会の基準に則り取り組むことを余儀なくされた。

国外から起こった公共調達における透明性の重視は国内にも影響を及ぼした。まずは1989(平成元)年、アメリカ海軍横須賀基地の発注工事をめぐる談合が摘発され、談合にかかわった日本企業100社はアメリカ政府に損害賠償金を支払って和解した。続く1991(平成3)年

の埼玉土曜会事件、1993（平成5）年には知事と大手建設会社の公共工事に関する贈収賄事件など、相次ぐ一連の不祥事が広く国民の知るところとなり、批判が高まった。

市場の国際化に際して建設業界が直面した構造的問題、そして国内の批判をうけ、公共工事の入札・契約制度は、一部の業者のみが参加できる指名競争入札から、広く業者が参入できる一般競争入札に向けてシフトしていく。バブル崩壊後の建設業界に到来したこの「新しい競争の時代」にまつわる不安感を払しょくすべく、1993（平成5）年の中建審建議の提言を受けて建設産業政策委員会が設置され、まとめられたのが「大綱1995」である。

② 提言内容

「大綱1995」では、2010年度までの市場規模と労働力需給のマクロ的な予測や、今後の産業組織構造、契約・入札制度、国際化の動向を踏まえ、建設産業政策の基本目標3つと政策の基本方針8つを以下のように示している。

【建設産業政策の基本目標】

- ・最終消費者（エンドユーザー）である国民にトータルコストで「良いものを安く」提供する。
- ・「技術と経営に優れた企業」が「自由に伸びられる競争環境」を作る。
- ・技術と技能に優れた人材が生涯を託せる産業を作る。

【政策の基本方針】

- ・不良不適格業者の徹底した排除
- ・ソフト分野の金銭的評価の明確化
- ・身軽な企業活動の枠組みづくり
- ・人材育成と情報化の推進（企業活動の共通の基盤づくり）
- ・中堅・中小企業が伸びる基盤づくり
- ・建設産業における品質向上
- ・建設産業への自助努力への支援

前身の「21世紀への建設産業ビジョン」から9年が経過し、大きな変更点として、公共投資の最終的な利用者であり、同時に納税者としては公共投資の負担者でもある国民に対する視点が産業政策の中に盛り込まれた点が挙げられる。バブル崩壊後の景気後退局面において業界内では公共投資に期待が寄せられていたが、業界外では国民の不信や不満が蓄積している世相を反映している。

一方で引き続き継続されているのは、過剰供給体制による過度な受注競争に対する懸念と不良不適格業者の排除を使命とする方針である。また、各種改善の取組は各企業の自助努力を前提とし、経営体質の改善に向けた土俵を整えることが建設産業政策の目的であることも再確認された。ただし、「21世紀への建設産業ビジョン」では規模別・工種別に取り組むべき自助努力の方向性が示されているのに対し、「大綱1995」では、特に中小企業に着目して体質強化の必要性を述べている。これは、バブル崩壊後、公共投資がますます経済活動における重要性を増すようになった地方において、中小元請建設企業が増加しており、一般競争入札の導入も相

まって特に不良不適格業者の参入が問題とされていたからである。

基本目標では、「技術と技能に優れた人材が生涯を託せる産業を作る。」として、建設産業で働く労働者にもフォーカスしている。2010年度までの市場予測は、建設投資全体で1991～2000年度間には740兆円、2001～2010年度間には1,040兆円⁴と堅調な推移が見込まれていたこともあり、もともと他産業に比して大幅に立ち遅れていた建設業従事者の基礎的な雇用労働条件の改善を進める好機と考えられていた。また「新しい技能者像」として、複合化・高度化した基幹的技能者を重点的に確保育成することが必要とされた。

③ 発表後の主な動き

「大綱1995」の第1期実施プログラムとして策定された「構造改善戦略プログラム」では、「21世紀の建設産業ビジョン」に基づいて策定された「第2次構造改善推進プログラム」を継承しつつも時代の要請に応じた見直しが行われ、以下の定められた7つの重点課題に沿って、特に重要とされる5つの戦略的推進事業を中心とした施策が展開された。

- ・雇用労働条件の改善と人材の確保・育成
(戦略的推進事業：基幹的技能者育成推進事業)
- ・生産性の向上
(戦略的推進事業：経営基盤強化事業、生産工程改善・技術開発促進事業、情報化推進事業)
- ・建設生産システムにおける合理化の推進
- ・建設産業における品質、安全性の確保
(戦略的推進事業：総合的品質向上推進事業)
- ・建設産業の国際化への対応
- ・不良不適格業者の排除
- ・建設産業に対する理解の増進

また、バブル崩壊後の不良債権処理に苦しむ建設企業の今後については、建設省によって建設産業再生プログラムが1999(平成11)年にとりまとめられ、「選択と集中」のための企業戦略として、

- ・不採算部門からの撤退と優位部門への重点化
- ・成長期待分野・戦略的投資分野の強化
- ・コストダウンによる競争力の強化
- ・品質や商品開発力、提案力による競争力の強化

という4つの方向性が示された。これらは各企業が自己責任、自助努力の下で推進することを原則としつつ、行政は、特に大手ゼネコンの取組を促進する「競争的な市場環境」を整備する役割があるものとされた。

2000(平成12)年には、「構造改善戦略プログラム」を継承しつつ「建設産業再生プログラ

⁴ 建設投資中長期予測検討委員会の公表した見通し額に1994年10月に発表された公共投資基本計画の内容を織り込んで修正した額で、いずれも1985年度価格。

ム」にも沿う形で、建設産業構造改善推進3か年計画が策定されている（図表6）。

図表6 建設産業構造改善推進3か年計画

建設産業構造改善推進3か年計画		
テーマ	課題	推進事業
1 不良・不適格業者の排除の徹底	(1) 建設業法等の遵守の徹底	①建設産業からの暴力団排除の徹底 ②経営事項審査の資料を活用した建設業者に対する検査・監督の徹底 ③「発注者支援データベース・システム」の市町村での導入促進 ④施工体制台帳等を活用した現場への立ち入り検査の拡充
	(2) 全ての建設産業団体における不良・不適格業者の排除の徹底	①建設産業団体における不良・不適格業者の排除の申合せの実施 ②会員情報の公開
	(3) 各種データベースの整備、情報公開の促進	①経営事項審査に係る情報のアクセスしやすい形での公表 ②建設技術者、技能者等の情報のデータベース化 ③行政処分情報のアクセスしやすい形での公表 ④建設業法110番（仮称）の創設 ⑤専門工事業者企業力指標（ステップアップ指標）の充実、活用
2 建設生産システムにおける合理化の推進	(1) 中央システム協議会、地方システム協議会等における自主的な取組に対する支援	①中央システム協議会を活用した多様な建設生産システムの検討 ②地方システム協議会を活用した具体的な合理化の取組に対する支援 ③専門工事業界における横断的な取組の支援 ④地域の特性を考慮した建設産業ビジョンの検討
	(2) 業種別の見積書・注文書・請書等の標準化	①建設工事標準下請契約約款に準拠した見積書・注文書・請書等の標準化
	(3) 瑕疵保証・品質保証・性能表示等の環境整備	①建設産業団体による瑕疵保証・品質保証・性能表示等の検討 ②各業種の特性に即した技術基準、施工標準等の作成支援
3 生産性の向上	(1) IT（情報技術）の積極的な活用の促進	①ITの建設産業における活用方策の検討 ②C I-NETの普及促進 ③建設CALS/E Cの対応支援 ④各建設産業団体におけるITの導入の支援
	(2) 経営強化のための企業連携の強化促進	①合併・営業譲渡・協業化による経営効率化に対する支援 ②新たな企業連携のあり方についての検討
	(3) 経営力・技術力の向上による経営革新の支援	①革新的な経営戦略に対する各種支援 ②経営者研修の実施など建設産業の担い手に対する啓蒙 ③建設工事の原価計算基準の検討及び普及 ④JV会計制度の検討
	(4) 成長分野への進出についての支援	①成長分野へ進出するための手法の検討支援 ②建設産業団体における品質保証など成長分野への進出支援策の検討
4 優秀な人材の確保・育成と雇用労働条件の改善	(1) 基幹技能者、多能工等の育成・活用の支援	①基幹技能者の評価制度の確立への支援 ②基幹技能者、多能工等の活用マニュアルの作成 ③各企業による組織的・体系的な人材育成マネジメントシステムの確立への支援 ④ITを活用した人材育成方策の検討
	(2) 労働災害の原因分析及び防止策の公表	①建設現場における安全管理活動の効果的な実施 ②技術者、技能者に対する適正な安全講習の推進 ③安全活動に係る情報交換ネットワークの構築

（出典）国土交通省ウェブサイト< <https://www.mlit.go.jp/common/000004892.pdf> >

(3) 建設産業政策 2007

「建設産業政策 2007」（以下「政策 2007」という。）は、2006（平成 18）年に設置された建設産業政策研究会において検討され、2007（平成 19）年に発表された。

① 社会経済背景

バブル崩壊後の景気後退局面において、公共投資は当初、経済対策の中心として積極的に行われた。しかし財政再建を掲げた小泉政権下の 2001（平成 13）年 6 月の閣議決定「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」で明確に方針の転換が示され、その後の予算編成では公共事業関係費は前年度比削減の決定が繰り返され、最終的な公共投資も年々減少した。

減少したのは公共投資だけではない。建設業界はバブル崩壊後の打開策を見いだせず、建設投資は名目値のピークだった 1992（平成 4）年度の約 84 兆円に対して 2007（平成 19）年度は約 48 兆と、およそ半分の水準に落ち込んでいた。大手ゼネコンを中心に経営を悪化させていた不良債権処理は一定の解消をみたものの、建設業界は依然として供給過剰体制とそれにまつわる構造的課題を脱せずいた。

構造的課題である脱談合に向けた取組も停滞していた。2000（平成 12）年には公共調達の業者選定を巡り元建設大臣が逮捕され、公共工事の入札契約制度への批判が再び高まった。「政策 2007」が策定される直前の 2005（平成 17）年、2006（平成 18）年にも相次いで談合が発覚し、特に国土交通省を含む国、地方公共団体、政府関係機関といった公共発注者が関与する官製談合事件では、業界全体に深い反省と再発防止が強く求められた。

加えて、2005（平成 17）年には耐震強度構造計算書偽装事件が大きな問題となり、公共調達のあり方だけではなく、建設生産物の品質そのもの、またそれを提供している生産システム全体に対する信頼が大きく動揺した。

「政策 2007」策定の背景には、「大綱 1995」後、実行された施策が一定程度効果を発揮しているものの、建設産業を取り巻く環境が大きく変化するなかで、建設産業に対する外部からの不信や建設産業の将来に対する不安の解消には至らず、むしろ増大している状況があった。

② 提言内容

建設産業を取り巻く環境が大きく変化しつつある中、建設産業は

- ・ 産業構造の転換
- ・ 建設生産システムの改革
- ・ ものづくり産業を支える「人づくり」の推進

の 3 つの大きな構造改革を実行しなくてはならない時期にあると位置付けた。そして建設産業政策は、改革の方向を見据えつつこれらを後押しする 5 つの政策、即ち、

- ・ 公正な競争基盤の確立
- ・ 再編への取組の促進

- ・技術と経営による競争を促進するための入札契約制度の改革
- ・対等で透明性の高い建設生産システムの構築
- ・ものづくり産業を支える「人づくり」

が、「技術力・施工力・経営力に優れた企業が成長できる環境整備」「エンドユーザーに対するVFM⁵の実現」「魅力ある産業への転換」の3つの目的が達成されるよう、推進されるべきと考えられた。

特に過剰供給構造については、建設投資の急激な減少を受け、「今ある建設企業の全てが建設市場に生き残ることは極めて困難」として、明確に不良不適格業者の市場撤退を意識しており、その危機感は厳しさを増している。

また「脱談合」を合言葉に、企業には高い倫理観をもって信頼を喪失することのないよう呼び掛けている。多様な公共調達手段の活用を推進することで、低いコストで品質不良のない公共投資を実現する必要性に触れると共に、複数の職種や企業が連携する生産体制内における透明性を保ち、信頼される品質を確保しようとしたのである。

「政策2007」が検討・公表された時期は、団塊の世代が大量に離職する2007年問題が社会的に大きな問題とされていたさなかでもあったため、技術・技能の承継のためにも若年入職者の確保が急務と位置付けられている点も特徴である（図表7）。

⁵ Value for Money

図表7 建設産業政策 2007



(出典) 国土交通省ウェブサイト < https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/01/010706_6/03.pdf >

③ 発表後の主な動き

「政策 2007」が発表された後、2008（平成 20）年に発生したリーマンショック、そして 2009（平成 21）年の「コンクリートから人へ」をスローガンに掲げた民主党政権誕生の影響もあって建設投資の低迷は続き、2010（平成 22）年度の建設投資額は 41.9 兆円と、1992（平成 4）年度のピーク時 84 兆円の半分以下となった。市場の縮小に伴う競争の一層の激化で疲弊した地域建設業の零細化・小規模化が進み、全国に災害対応空白地帯が出現するといった地域の問題が顕在化した。こうした状況をふまえ、今後の建設産業の再生方策を策定することを目的として 2010（平成 22）年 12 月、建設産業戦略会議が立ち上げられ、途中に発生した東日本大震災の影響を分析して織り込みながら「建設産業の再生と発展のための方策 2011」、続く「建設産業の再生と発展のための方策 2012」として取りまとめ、提言を行った。

過剰供給構造や公共投資の縮小がもたらす競争の激化による地域の優良企業の衰退や、若年労働者の確保・育成は、これまでの建設産業政策でも課題として認識され一定の取組が実施されていたが、東日本大震災後、復旧・復興工事の本格化を前に被災地では入札不調が相次ぎ、それらが十分な成果に至っていないことが明らかになった。また今後も全国各地で自然災害が想定されるなかで、地域の守り手である建設業者の消滅に対する懸念も高まっていた。そこで

「建設産業の再生と発展のための方策 2012」では、将来の建設産業を見据えて優先的に取り組むべき課題として

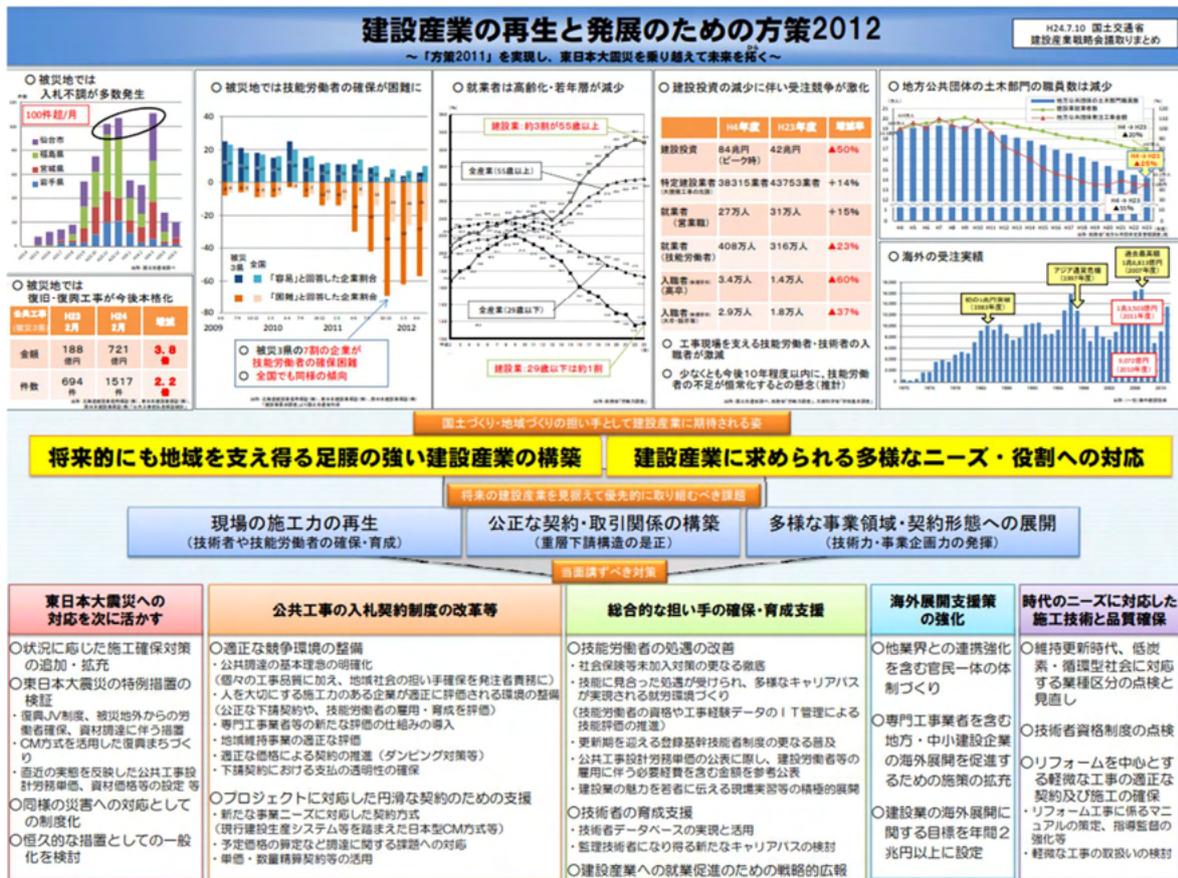
- ・技術者や技能労働者の確保・育成による、建設産業の現場の施工力の再生
- ・公正な契約・取引関係の構築と重層下請構造の是正
- ・技術料・事業企画力の多様な事業領域・契約形態への展開

の3つを挙げ、さらに当面講ずべき対策5つを、

- ・適正な競争環境の整備
- ・総合的な担い手の確保・育成支援
- ・プロジェクトに対応した円滑な契約のための支援
- ・海外展開支援策の強化
- ・時代のニーズに対応した施工技術と品質確保

とした（図表8）。

図表8 建設産業の再生と発展のための方策 2012



(出典) 国土交通省ウェブサイト < <https://www.mlit.go.jp/common/000217202.pdf> >

(4) 建設産業政策 2017+10

「建設産業政策 2017+10」（以下「政策 2017+10」という。）は、建設産業研究会によって2017（平成29）年に発表された。

① 社会経済背景

「政策 2007」が発表された直後の2008（平成20）年、リーマンショックがきっかけとなった世界的な金融危機と不況は建設業界を直撃した。加えて2009（平成21）年に誕生した民主党政権、そして地方公共団体の厳しい財政状況を背景に、既に一般競争入札の導入による競争の激化で疲弊していた中小建設企業の経営環境は悪化し、小規模化・零細化が進んだ。しかし「政策 2017+10」が策定された当時は先行きの不確実性といったリスクを含みつつも景気は緩やかな回復基調にあり、建設投資も2010（平成22）年度に底を打ったのちに増加に転じていた。また2020（令和2）年の東京オリンピック・パラリンピックの開催も決まり、業況感は改善しつつあった。

2011（平成23）年の東日本大震災とその復旧・復興工事の過程で、想定を超える自然災害がもたらす被害の大きさと、災害対応の施工体制の脆弱性が明らかになったことも、大きな環境変化のきっかけの1つとなった。将来的な気候変動リスクの影響や予想される巨大地震をふまえ、頻発化・激甚化する自然災害に対応するための国土強靱化は喫緊の課題とされ、2013（平成25）年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」が成立した。現場の担い手確保・育成の観点からも安定的・持続的な公共投資の必要性が認識されるようになるなど、政府建設投資やインフラの担い手、災害対応のセーフティネットとしての建設業の重要性をめぐる認識は1つの転換期を迎えた。先述した「建設産業の再生と発展のための方策 2012」はまさにそれを示している。

一方で、建設産業が広く国民の信頼を獲得するうえで障害となるような不祥事は続いていた。2014（平成26）年の基礎ぐい工事問題⁶などを発端に、かつては公共事業入札に関連して言及されることが多かった「透明性」の問題は、公共・民間問わず、非専門家の発注者とプロの受注者、元請と下請といった立場の違いによる情報の非対称性と繋げて語られるようになった。

「政策 2017+10」では、「建設産業の再生と発展のための方策 2012」の流れを汲み、建設業最大の課題として担い手確保を挙げた。それまでの「21世紀への建設産業ビジョン」「建設産業政策大綱 1995」「建設産業政策 2007」では、需要を大幅に上回る過剰供給構造に端を発する不良不適格業者の排除、品質確保、脱談合を目的とした経営事項審査制度・入札制度改革等に主眼をおいていたのとは方向性が異なっている。

人口減少局面における労働力確保をめぐる他業種との競合、企業数の減少による災害対応空

⁶ 2014（平成26）年、横浜市の分譲マンションで傾きが確認され、翌2015（平成27）年に基礎ぐいの支持層未達と根入れ不足が判明し、続いて施工時に基礎ぐい工事会社による施工データの流用等が行われていたことが明らかになった。更に施工データの流用が業界全体で発生していたことが判明した。

白地域の出現などは、「雇用の受け皿」として流動的な労働力の調整弁の役割を果たしていた従来の建設業界にとって喫緊の問題とされた。更に、従来の労働力に関する課題が専ら建設企業の技術者や技能者に関するものであったのに対して、担い手確保は、発注者や設計者等、建設生産システムに関わるあらゆる立場の関係者に及ぶ業界横断的な問題であることも特徴である。

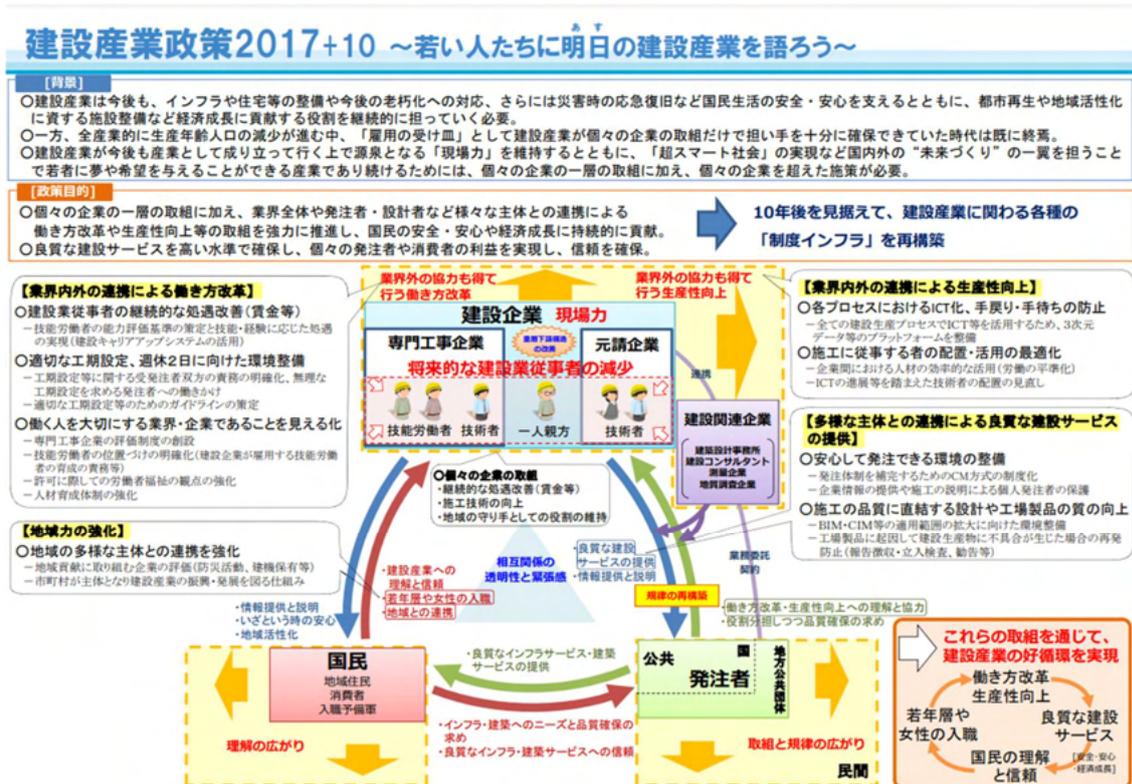
② 提言内容

建設産業が抱える課題を克服し、様々な関係者が目指す方向性を実現していくため、

- ・業界内外の連携による働き方改革
- ・業界内外の連携による生産性向上
- ・多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供
- ・地域力の強化

という4つの分類に沿って、建設産業に関わる各種の「制度インフラ」の再構築を進めるべきことが提言された（図表9）。

図表9 建設産業政策 2017+10



（出典）国土交通省ウェブサイト< <https://www.mlit.go.jp/common/001191664.pdf> >

一貫しているのは、災害大国である我が国で国民生活の安全・安心を支える基幹産業として、生産年齢人口の減少期においてもいかに建設業が担い手を確保し、その現場力を維持していくべきかという論点である。

③ 発表後の主な動き

「政策 2017+10」において示された施策を具体化し、働き方改革といった昨今の建設業をめぐる課題に対応するために講ずべき措置について、中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会で審議され、中間とりまとめが 2018（平成 30）年 6 月に公表された。そこでは、長時間労働の是正、処遇改善、生産性向上、地域建設業の持続性確保の 4 つの課題について、早急に講じるべき施策が示された（図表 10）。

図表10 中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめ（概要）

中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめ（概要） ～担い手確保の取組を加速し、持続可能な建設業を目指して～	
<p>✓ 建設業が持続的に発展していくには、新規入職を促進し、将来の担い手の確保・育成を図っていくことが不可欠。</p> <p>✓ 同時に、現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりも欠かせない。</p> <p>✓ こうした問題意識の下、①請負契約の透明化による適切なリスク分担、②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性の向上、などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講ずべき施策を取りまとめ。</p>	
<p>1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担</p> <p>(1) 契約における非対称性の解消</p> <p>① 受注者によるリスク情報提供の義務化</p> <ul style="list-style-type: none"> 見積り時等に、建設工事に関するリスク情報の受注者から注文者への提供を義務化 <p>② 請負契約に予備的経費等に関する事項を明記</p> <p>③ オープンブック・コストプラスフィー方式の標準請負契約約款の制定</p> <p>(2) 価格変動等への対応の契約上での明確化</p> <p>① 請負代金の変更について規定された民間工事標準約款の利用促進</p> <p>② 価格変動に伴う請負代金の変更条項を契約書上明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定記載事項として「価格変動等が生じた場合に請負代金額等をどのように変更するかについての定め」を明記 <p>(3) 当事者間のコミュニケーションと請負契約の適正化</p> <p>① 当事者間での誠実協議</p> <ul style="list-style-type: none"> 請負代金や工期に影響を及ぼす事象が生じた場合に契約の当事者間で誠実に協議を実施 <p>② 民間事業者への勧告等</p> <ul style="list-style-type: none"> 不当に低い請負代金での契約締結について、国土交通大臣等の勧告対象に、公共発注者だけでなく民間事業者も含める 不適切な契約是正のため許可行政庁の組織体制を整備 	<p>2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保</p> <p>(1) 標準労務費の勧告</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を中央建設業審議会が勧告 <p>(2) 受注者における不当に低い請負代金の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> 労務費を原資とする廉売行為の制限のため、受注者による不当に低い請負代金での契約締結を禁止し、指導、勧告等の対象とする <p>(3) 適切な水準の賃金等の支払い確保のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業者に、労働者の適切な処遇確保に努めるよう求める 標準約款に賃金支払いのコミットメントや賃金開示への合意に関する条項を追加 <p>3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上</p> <p>(1) 適正な工期の確保</p> <p>① 受注者による著しく短い工期の禁止</p> <p>② WLBを実現する働き方改革に関する施策検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 工期に関する基準等の周知に加え、先進的取組の普及方策を検討 <p>(2) 生産性の向上</p> <p>① 建設工事現場を適切に管理するための指針の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ICTの活用等による現場管理のための指針を国が作成、特定建設業者に同指針に即した現場管理に努めることを求める <p>② 監理技術者等の専任制度等の合理化</p>
<p>※今後、重層下請構造の実態を踏まえた建設業許可の合理化、繁閑に応じた労働力の需給調整や多能工の評価のあり方、建設業の許可を要しない小規模工事の適切な管理についてもさらに検討。</p>	

（出典）国土交通省ウェブサイト< <https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001631031.pdf> >

その後、改正労働基準法が建設業にも適用される 2024（令和 6）年度を控え、担い手確保や生産性向上といった課題に対する取組強化が急務になったこと、また 2021（令和 3）年後半から建設資材価格が高騰し始め従来の契約慣行では建設産業の持続可能な発展が危ぶまれる懸念が生じたことなどから、2022（令和 4）年 8 月、「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会」が立ち上がり、有識者を中心に、施策の方向性が検討された。

「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会」での議論は 2023（令和 5）年にとりまとめられ、この議論を踏まえて中建審・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会が今後講ずべき措置を審議した。議論の中では、建設業の持続的な発展のために将来の担い手の確保・育成を図ることは不可欠であり、適切に建設工事が実施される環境づくりを、工期や契

約金額といった条件に留意して進めなければならないとされた。また、そのためには公共工事のみならず民間工事も含め、様々な工事の関係者間で締結される請負契約等のあり方を見直す必要があり、具体的には

- ・ 請負契約の透明化による適切なリスク分担
- ・ 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保
- ・ 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

の3つの観点から検討されるべきとした。

これらの内容は、後述する第3次・担い手3法の改正で盛り込まれた。また、適切な労務費の確保については、2024（令和6）年に中建審に労務費の基準に関するワーキンググループが設置され、議論が進められている。

3. 入札・契約制度の変遷と地域建設業

「2. 建設産業政策の大局的な変遷」では建設産業全般を巡る当時の社会的な背景と課題感を、地域建設業について触れながら大局的に紹介した。次に、入札・契約に関わる制度の切り口から、地域建設業を取り巻く環境がどのように変化したのかの整理を試みた。

(1) 入札・契約制度

入札・契約制度は、経営事項審査制度と両輪となって、不良不適格業者の排除やそれに伴う品質不良・契約未履行の発生抑止を目的とした主要な産業政策の一つであった。政府は発注者としての立場を利用することで、建設産業のあるべき姿を実現させることを模索してきたのである。

政府の入札を規定する大本の法律は、中央政府（以下「国」という。）の場合は「会計法（昭和22年3月31日法律第35号）」と「予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）」で定められ、地方公共団体（以下「自治体」という。）の場合には「地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）」と「地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）」で定められている。これらを大原則としつつ、運用上発生した課題や社会要請に応えるように様々な法令の制定・改正が重ねられてきた。

まず入札の大原則は、国でも自治体でも一般競争入札と定められている。一般競争入札では、基本的には誰もが入札に参加することができる。競争の基準は価格とされ、国が発注者の場合は、最も安い価格で入札したものと契約を結ぶことは義務として定められている。つまり、公平性と経済性においてメリットが大きいのが、一般競争入札の特徴といえる。

1889（明治22）年に会計法が制定されると、競争の激化と同時に一般競争入札の弊害が発生するようになった。それは十分な知識や経験もない業者による無茶な安値受注と、派生した

施工不良や契約未履行といった問題である。その結果、1900（明治33）年の勅令第280号⁷や1921（大正10）年の会計法改正⁸等を経て、法令上では一般競争入札を原則としつつも、実態としては、発注者から指名を受けた業者だけが参加できる指名競争入札が公共調達の中核へと移っていった。会計法制定後、建設業界は長きにわたって過剰供給体制にあったため、価格のみの一般競争入札では不良不適格業者の参入の可能性がある、無謀なダンピングに伴う品質不良や工事の途中放棄といった懸念が付いて回ったからである⁹。建設大臣からの依頼を受けて出された1983（昭和58）年の中建審第2次建議「建設工事の入札制度の合理化対策等について」でも、1981（昭和56）年に発生した静岡事件¹⁰等を念頭に指名競争入札の運用に十分配慮し制度の改善を図ることは急務であると認めつつ、不誠実な業者の排除が期待できないこと、過当競争によるダンピングには受注の偏りや協力業者へのしわ寄せの懸念があること、発注者の事務負担が膨大なものになることを一般競争入札の弊害として挙げ、引き続き指名競争入札を公共工事に関する契約の基本とすべきと述べていた。同建議は、一般競争入札の長所・短所を比較衡量したうえで上記弊害の解消が困難であるとし、一般競争入札の採用が困難であるとの立場を明確に示し、地方公共団体が公共調達を行う上での指針となった。

しかし、1990年頃から、日本建設市場への参入を求めるアメリカの動向や、ガット・ウルグアイラウンドの妥結といった国内建設市場の国際化に向けた動きと共に、公共調達に透明性を求める声が高まると、入札・契約制度は、公平な競争の原理を保ちつついかに不良不適格業者を除外して施工品質を担保するかというバランスの確保を迫られることになった。ここで要求された透明性とは、入札に参加する業者間の競争における公正さに限らず、公共投資の財源の負担者であり、かつ公共投資の利用者でもある、一般国民に対する透明性でもある。「大綱1995」で建設産業施策の目的の一つとされた「最終消費者（エンドユーザー）である国民にトータルコストで『良いものを安く』提供する。」は、まさにこの時代の社会的な要請を反映している。

指名競争入札のデメリットはまさにここにあった。例えば自治体の指名競争入札実施の根拠は地方自治法第234条、同法施行令第167条にあるが、同施行令は各自治体の裁量を広く認めているため、指名競争入札の実施に当たってどの業者を指名するかの基準は各自に委ねられている。官民の癒着や業者の談合の温床として、透明性・公平性・経済合理性における指名競争入札のデメリットが広く認識されるようになった。バブル崩壊後、特に地方において建設業界の公共事業依存度が高まっていたこともあり、厳しい批判が勃発した。

政府は当初、運用の中心は指名競争入札とする従来のスタイルはそのままに、透明性や競争性の担保を模索する方針をとっていた。1992（平成4）年11月の中建審の答申「新たな社会

⁷ 「政府の工事又は物件の購入にして無制限の競争に付するを不利とするときは指名競争に付することを得」と規定して指名競争入札を制度化した。

⁸ 一般競争入札の例外として指名競争入札が条文化された。

⁹ 1922（大正11）年には一般競争入札参加者の資格についても1921（大正10）年の改正会計法規則を根拠に当時の大蔵大臣が規定を設定するなど、一定の参入条件を設ける動きもあった。

¹⁰ 公正取引委員会が静岡建設業協会等に対し、独占禁止法に違反する行為を行っている疑いがあるとして一斉に立入調査を行った。1983（昭和58）年には課徴金納付命令が発された。

経済情勢の展開に対応した今後の建設業の在り方について（第1答申）「入札・契約制度の基本的在り方」は、公共調達に従来通り指名競争入札方式を運用の基本とすべきという立場をとり、指名基準の公表など透明性・競争性・対等性の確保の観点から改善事項を提起し、一般競争入札の現状の導入には幅広い検討を重ねることが必要、との見解を示している。

しかし、地方公共団体の首長と大手建設会社幹部が贈収賄容疑で逮捕される事件が相次ぎ、米国等からの国内建設市場の国際化への要請を受け、1993（平成5）年、中建審建議「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」が発表された。本建議で、不正の起きにくい仕組みとすることを目的に、透明性・客観性・競争性を大幅に高めるために入札契約制度全般にわたる抜本的な改革案が提言された。これを契機に、政策の方針は、いかにダンピングや品質低下等の問題を排除しつつ一般競争入札の運用を図るか、に移っていく。まず同建議を受け、1994（平成6）年1月、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」の閣議了解がなされた。この行動計画により、1994（平成6）年度当初予算に係る事業から、段階的に基準額以上の工事調達に一般競争入札が採用されることとなった。行動計画では地方公共団体にも触れられており、都道府県及び政令指定都市を対象として「勸奨」という形で、一定の金額以上の工事調達等について、行動計画に準じた必要な措置を採ることとしている。

翌1994（平成6）年の中建審建議「新たな時代に向けた建設業法の在り方について」では、一般競争入札の導入を踏まえた不良不適格業者の排除の徹底等の提言がなされた。これを受けて同年、建設業法が改正され建設業許可要件が強化されるなどし、一般競争入札制度の運用と適正な施工の確保の両立が図られた。

従来の一般競争入札では定められた範囲内で最安値で入札をしたものと契約することは自治体の「義務」であったが、価格以外の要素を考慮した入札制度を整えることで品質を確保しようとする動きも本格化した。まず1993（平成5）年の中建審建議「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」を受けて、入札契約制度改革の流れを更に進め透明性・競争性の一層の向上を推進すべく、1996（平成8）年、中建審に基本問題委員会が設置された。1998（平成10）年2月には、基本問題委員会の報告書を基にした中建審建議「建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向について」で、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式等の新たな入札・契約方式の導入が提言され、1999（平成11）年には当時の建設大臣と大蔵大臣の個別協議により、2件の工事について、総合評価方式による調達を初めて試行した。

総合評価方式は、会計法第29条の6で例外的に「価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる」と定められていることにその根拠があるが、もともとその実施には各省庁の長と大蔵大臣との個別協議が必要とされていた。そこで2000（平成12）年、総合評価方式の包括協議が整えられ、この協議で示されている範囲の工事については個別の協議をすることなく総合評価方式を採用することが可能となり、更なる総合評価方式の適用拡大が図られた。地方公共団体に向けては、1999（平成

11) 年の地方自治法施行令の改正によって「総合評価一般競争入札」の規定が明示された。こうして建設産業政策の中核は、総合評価方式に代表される新たな一般競争入札の運用・普及に移行した。

応札側にも発注側にも高度な運用ノウハウと膨大な事務手続きが要求される総合評価制度を地方で普及させるためには、それだけでは不十分であった。また、入札制度設計とは別に一般競争入札方式、指名競争入札方式それぞれが内包するリスクを抑止する枠組みが必要と考えられた。そこで、適正とされる入札のあり方を入札方式を問わず示して規制する仕組みや、より直接的に品質担保への懸念を払しょくし総合評価方式を推進する仕組みが、法律によって整えられていく。

2000（平成12）年に成立、2001（平成13）年から施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）」（以下「入札契約適正化法」という。）は、国や自治体、特殊法人といった公共工事の発注者を対象として、透明性の確保や公正な競争の促進といった適正な入札の基本事項を定め、各種の情報公開を義務づけた。元来、入札契約制度は国は会計法、地方公共団体は地方自治法等によって規定されており、具体的な運用については発注者独立の原則の下で個々の発注者に委ねられていた。しかし、入札契約適正化法によって、政府が法的根拠をもって地方公共団体の入札契約状況に関与することができるようになったのである。また同法の規定に基づき、国、特殊法人等及び自治体のすべての公共工事発注者が統一的、整合的に公共工事の入札及び契約の適正化を図るために取組むべきガイドラインとして「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（以下「適正化指針」という。）が定められた。

2005（平成17）年に成立して同年施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）」（以下「公共工事品質法」という。）も、国・自治体の双方を対象として品質確保のための方針を明記し、受注者の技術的能力の審査等を義務付け、価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達である総合評価方式への転換を働きかけることで公共工事の品質確保を図った。

2000年代は相次ぐ談合を受け、一般競争入札の適用拡大や自治体や工事の規模に応じた総合評価方式の拡充、不正行為の排除といった、入札・契約制度の運用が推進された。一方で、一般競争入札への転換は受注競争を激化させ、指名競争入札制度の下で適切に地域のインフラ維持を担っていた優良業者にとっては、2001（平成13）年以降の小泉政権誕生後の公共投資の減少と相まって、経営環境に悪影響が及ぶ懸念があった。

2008（平成20）年のリーマンショックに端を発した世界同時不況の影響で建設投資は低迷し、もともと小泉政権や民主党政権下での公共投資の減少や、一般競争入札の導入の影響による受注競争の激化で疲弊していた地域建設業の経営環境は一層悪化した。そこで、地域の雇用を支え、災害発生時のセーフティネットとしての役割を果たす地域建設業の経営を安定させるための対策が急務となった。2009（平成21）年4月3日付け通知「公共工事の入札及び契約

手続の更なる改善等について」では、各都道府県と政令指定都市に対して総務省と国土交通省が連名で、「地域の建設業を巡る状況が一層厳しくなる中で、建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約手続の更なる改善を緊急かつ着実に行う必要」があるとして、地域の建設業の経営環境を安定させるための入札・契約制度の運用を地方公共団体に要請している。続く同年6月12日付け通知「公共工事の入札及び契約手続の改善等について」でも同様に、地方公共団体に対し、地域を支える地域建設業に対する受注機会の確保を要請した。

2010（平成22）年、低迷する建設投資と新たな入札・契約制度による受注競争の激化によって疲弊した地域建設業の再生方策を策定するために、建設産業戦略会議が設置された。不良不適格業者による施工不良や工事の途中放棄といった従来の懸念とは異なる、地域建設業の疲弊による災害対応空白地域の発生という新たな問題が浮上していたことが背景にある。建設企業の小規模化・零細化が進み、突発的な災害対応や除雪、インフラ維持管理等の、一定規模以上の人や設備を常態的に保有していなくては対応できない地域維持事業を担う能力のある企業が、特に地方圏で顕著に減少していた。建設業は地域経済圏における主要な担い手でもあり、経済・雇用の側面からも対応は急務とされた。

建設産業戦略会議が2011（平成23）年に取りまとめた「建設産業の再生と発展のための方策2011」では、社会資本等の維持管理や除雪、災害応急対策といった地域維持事業が将来にわたって持続的に行われるよう、入札契約制度において担い手確保という観点から工夫が必要とされ、一括契約や複数年契約といった契約ロットの集約化、規模拡大化による経済合理性の推進が提言された。また、一般競争入札における地域要件の適切な運用等によって、公共調達市場における地域企業の活用が図られるとした。これを受けて同年8月、適正化指針が改正され、人員や機械等の効率的な運用と必要な施工体制の確保を図る観点から、地域維持型契約方式の活用が盛り込まれた。地域維持型契約方式は、地域維持事業の担い手の確保が困難となるおそれがある場合には、道路や河川の維持補修といった異なる工種や異なる工区をまとめて、複数年にまたいで包括的に契約する方式である。また発注内容だけでなく、複数の地域建設企業が連携して受注できる仕組みが整えられた。

2014（平成26）年には、これらの考え方を盛り込んだ担い手3法（公共工物品確法、入札契約適正化法、建設業法）の改正案が成立した。中でも公共工物品確法では、公共工事の品質確保が基本理念の中心であることに変わりはないが、行き過ぎた価格競争、現場の担い手不足、若年入職者減少、地域の維持管理体制への懸念、受発注者の負担増大の背景から、「インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保」を目指した改正が行われた。特に入札・契約に関しては、多様な入札契約方法として段階的選抜方式、技術提案交渉方式、地域社会資本の維持管理に資する方式が規定された。2015（平成27）年度から国土交通省では「多様な入札契約方式モデル事業」を展開して、地方公共団体に対する支援とモデル事業の展開を推進したが、2018（平成30）年度からは「入札契約改善事業」と称し、入札契約制度全般に対象を拡大

して継続的な支援を実施している。

担い手3法施行後、一定の成果が見られたものの、2024（令和6）年度からの改正労働基準法による時間外労働の上限規制適用、i-Constructionの推進等による生産性の向上、自然災害の頻発化・激甚化に対する地域建設業の対応への期待の高まりなどが、依然として建設業が応えるべき課題としてあった。そのため、公共工物品確法、入札契約適正化法、建設業法の一体的改正が2019（令和元）年に行われた。これは新・担い手3法と呼ばれる。特に公共工物品確法では、公共工事の発注者・受注者を対象に基本的な責務として、働き方改革の推進や生産性向上への取組、災害時の緊急対応を強化する施策に取り組むことを挙げている。

2022（令和4）年に発足した「持続可能な建設業に向けた環境整備委員会」では、地域の守り手としての建設業の重要性を再確認しつつ、建設資材価格の急激な変動と担い手不足が、建設業の持続可能性を妨げる2つの課題として議論された。「持続可能な建設業に向けた環境整備委員会」が取りまとめた提言では、資材の価格変動に対応する受発注者間での協議プロセスを確保すること、建設業従事者に適切な処遇を確保すること、またそれらの施策の実効性を確保するための指導監督強化策がとられることの大きく3点にまとめられている。これらは2024（令和6）年改正の第3次・担い手3法として結実した。

(2) 共同企業体

共同企業体（ジョイント・ベンチャー、以下「JV」という。）方式が最初に日本に導入されたのは、1950（昭和25）年、戦後占領下の沖縄における米軍工事の際に米国企業と日本企業とがJV協定を結んだところまで遡る。以後、建設省（当時）は、施工能力の増大を図る中小企業振興・受注機会確保策としてJV方式を奨励し、特に1962（昭和37）年の建設事務次官通達「中小建設業の振興について」では、JVから協同組合化、企業合同の方向性までもが示唆され、特定の工事施工を目的とするJVに加えて、経営力・施工力の強化を図り常態的に組織するJVの2種類があることが整理された。

公共工事総請負金額に占めるJV受注の割合は次第に増加したが、一方で安易な活用による施工の非効率化、不良不適格業者の参入、適正な競争の阻害といった弊害が指摘されるようになった。このため、1987（昭和62）年、前年に発表された「21世紀への建設産業ビジョン」を受けた中建審の第2次答申「今後の建設産業政策の在り方について」では共同企業体を取り上げられ、公共工事は原則として単体企業に発注すること、JVの活用範囲を限定すること等の方針が示されるとともに、適正で円滑なJV方式の運用を目指し「共同企業体運用準則」が定められ、公共工事の発注者は共同企業体運用準則に基づく共同企業体運用基準の作成を要求された。ここではJV結成は当事者の自主結成を基本とすべきことが示されつつも、予備指名方式も例外として認めるなど、実情に沿った一定の配慮がみられる。

1993（平成5）年の中建審建議「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」は一般

競争入札導入の方針を明確に打ち出したものとしてその後の入札・契約制度改革の指針となったが、その中でJV制度についても触れている。当時、中小企業保護策としてのJV振興策は単独施工が効率的と考えられるような小規模工事等にまでJVに発注されるなど、受注機会拡大の手段として、経済性を欠くような事例が依然として発生していた。またJV構成において例外的に認められていた予備指名方式が談合の温床と目され、その廃止が提言された。

しかし、公共工事依存度が高い地方の中小建設業者の生き残り策として経常JVは「現実的に有効な方策」とされ、再び適正な運用を前提としたJV振興への揺り戻しが起こる。1998（平成10）年の中建審建議で、「共同企業体運用準則」が改正され、より規模の大きい中堅業者にも同準則が適用され、経常JVが結成できる体制が整えられた。また、基準を満たした適切と考えられる経常JVに対しては入札参加資格審査時の優遇措置がとられるが、その基準が公表されるなど、経常JV結成の追い風となる施策が展開された。

その後、2001（平成13）年度以降の小泉政権による公共投資の削減や2008（平成20）年リーマンショック以降の世界同時不況等の影響が、地方中小建設企業の零細化、小規模化、そして災害空白地域発生への懸念という形で現れると、中小企業救済策としてのJVだけではなく、地域維持を目的とした新たなJVが構想されるようになった。建設産業戦略会議が2011（平成23）年に取りまとめた「建設産業の再生と発展のための方策2011」では、災害対応や除雪、インフラ維持管理といった地域維持事業が将来にわたって持続的に行われるよう、地域維持型の建設共同企業体（以下「地域維持型JV」という。）の設立が提言されている。同年改正された適正化指針に地域維持型JV制度が盛り込まれ、中建審は共同企業体運用準則を改正し、地域維持型JVの目的や対象とする工事の種類・規模、構成員の要件等を定めた。

地域建設業がこれまで果たしてきた役割を将来にわたって果たすべく、地域のインフラ維持、安心・安全の担い手確保の打開策として、JVの一層の活用が期待されている。

4. 今後の建設産業政策と地域建設業

大局的な政策の方針と入札・契約制度の変遷を当時の社会経済状況と併せて振り返ると、公正な競争や品質の確保といった、過剰供給体制による構造的な課題が施策の中心であったことが分かる。担い手の減少・不足は長きにわたり懸念として認識されつつも、具体的な施策が講じられるようになったのは比較的最近のことである。

2010（平成22）年頃から、建設企業の存続と地域社会の維持という課題が大きな注目を集めるようになり、処遇改善、働き方改革、生産性向上に向けた取組が第3次担い手3法の改正等で進められているが、建設業従事者の待遇向上や業界のイメージ改善に向けた抜本的な課題の解消には至っていない。

建設業従事者や建設企業数の減少という大局的な流れが想定されるなかで、担い手を確保し生産性を高めていくことは建設業の持続的な発展には不可欠である。同時に、地域維持型JV

制度のような、今よりも少ない建設業従事者・建設企業数で建設業が地域のニーズに対応し続けられるような仕組みも拡充させていく必要性も高まっている。「建設産業政策 2017+10」の発表から8年が経過した現在、建設業をとりまく足元の現状を今一度整理し、今後の課題と政策の展望を示す新たな大綱が望まれる。いかに担い手を確保するか、少ない担い手でどのように役割を果たしていくかが建設産業施策の両輪となって具体的に提示されることを期待したい。

5. 建設企業数

建設産業政策は昨今、地域の担い手としての建設業が維持されなくてはならないという強い問題意識の下で動いている。地域建設業の足元の状況について、建設業許可業者数の推移や災害対応空白地域から紹介したが、将来の動向についてはどのように考えられるだろうか。経済センサス等から得られた情報を基に、企業数という切り口から、現況の分析と将来推計を行うこととした。

(1) 建設企業数の現況

まず、経済センサスによって把握される建設企業数について、総務省統計局の定める地域区分（図表11）に基づき、企業数の整理等を行う。本調査研究では当地域区分を使用する。

図表11 地域区分

地域区分名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
北関東・甲信	茨城、栃木、群馬、山梨、長野
北陸	新潟、富山、石川、福井
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(出典) 総務省統計局ウェブサイト< <https://www.stat.go.jp/data/shugyou/1997/3-1.html> >を基に当研究所にて作成

① 総務省・経済産業省「経済センサス」

(a) 概要

経済センサスは総務省統計局のウェブサイト¹¹によると、「事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象にする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的としています。経済センサスは、事業所・企業の基本的構造を明らかにする「経済センサス 基礎調査」と事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする「経済センサス 活動調査」の二つから成り立っています。」とされている。調査は産業横断的に経済構造を把握するため、甲調査（民営事業所）と乙調査（国および地方公共団体）の2種類が実施されており、直近の調査では2019（令和元）年に基礎調査が、2021（令和3）年に活動調査が行われている。

(b) 調査対象と産業分類

調査対象は、一部の事業所を除く¹²国内すべての事業所・企業を対象に行われている。企業単位の産業は、支所を含めた企業全体の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として企業全体の2020年1年間の総収入額または総販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類に準じて分類されている。分類の構成は、大分類・中分類・小分類及び細分類からなる4段階構成となっており、大分類19、中分類97、小分類598、細分類742となっている。なお、建設業は図表12のとおり分類されている。中分類は、「総合工事業」、「職別工事業（設備工事業を除く）」、「設備工事業」の3つに分類され、中分類に紐づく形で小分類の工事業が位置付けられている。

¹¹ 総務省統計局ウェブサイト < <https://www.stat.go.jp/data/e-census/index.html> >

¹² 除外される事業所は、日本標準産業分類大分類の①「A 農業、林業」に属する個人経営の事業所、②「B 漁業」に属する個人経営の事業所、③「N 生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792-「家事サービス業」に属する事業所、④「R サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96-「外国公務」に属する事業所である。

図表12 経済センサスの産業分類（建設業）

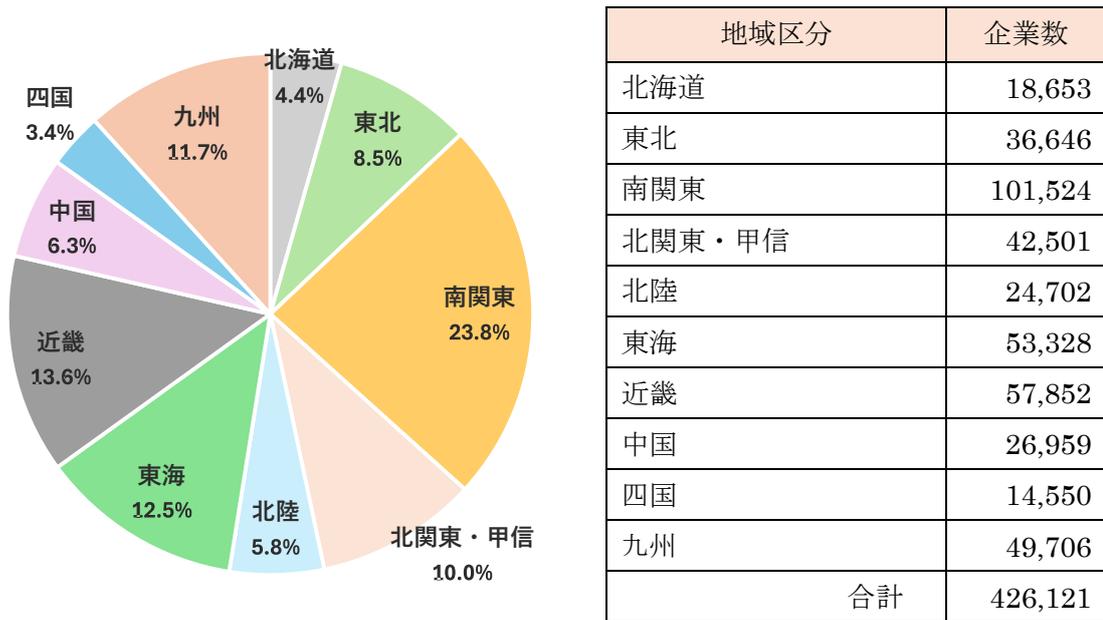
大分類	中分類	小分類	
建設業	総合工事業	一般土木建築工事業	一般土木建築工事業
		土木工事業（舗装工事業を除く）	土木工事業、造園工事業、しゅんせつ工事業
		舗装工事業	舗装工事業
		建築工事業（木造建築工事業を除く）	建築工事業（木造建築工事業を除く）
		木造建築工事業	木造建築工事業
		建築リフォーム工事業	建築リフォーム工事業
	職別工事業	大工工事業	大工工事業、型枠大工工事業
		とび・土工・コンクリート工事業	とび工事業、土木・コンクリート工事業、特殊コンクリート工事業
		鉄骨・鉄筋工事業	鉄骨工事業、鉄筋工事業
		石工・れんが・タイル・ブロック工事業	石工工事業、れんが工事業、タイル工事業、コンクリートブロック工事業
		左官工事業	左官工事業
		板金・金物工事業	金属製屋根工事業、板金工事業、建築金物工事業
		塗装工事業	塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）、道路標示・区画線工事業
		床・内装工事業	床工事業、内装工事業
		その他の職別工事業	ガラス工事業、金属製建具工事業、木製建具工事業、屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）、防水工事業、解体・はつり工事業、他に分類されない職別工事業
		設備工事業	電気工事業
	電気通信・信号装置工事業		電気通信工事業（有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く）、有線テレビジョン放送設備設置工事業、信号装置工事業
	管工事業（さく井工事業を除く）		一般管工事業、冷暖房設備工事業、給排水・衛生設備工事業、その他の管工事業
	機械器具設置工事業		機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く）、昇降設備工事業
	その他の設備工事業		築炉工事業、熱絶縁工事業、道路標識設置工事業、さく井工事業

（出典）総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査結果 産業分類」

(c) 経済センサスにおける建設企業数

経済センサスでは、都道府県別、企業常用雇用者規模別など様々な分類がなされていることから項目別に整理する。地域別の建設企業数は図表13に示すとおり、全体の23.8%を占める南関東（101,524社）が最も多く、最も少ないのは四国の3.4%（14,550社）となっている。都道府県別では東京都の35,682社が最も多く、最も少ないのは鳥取県の1,956社となっている。

図表13 地域別企業数

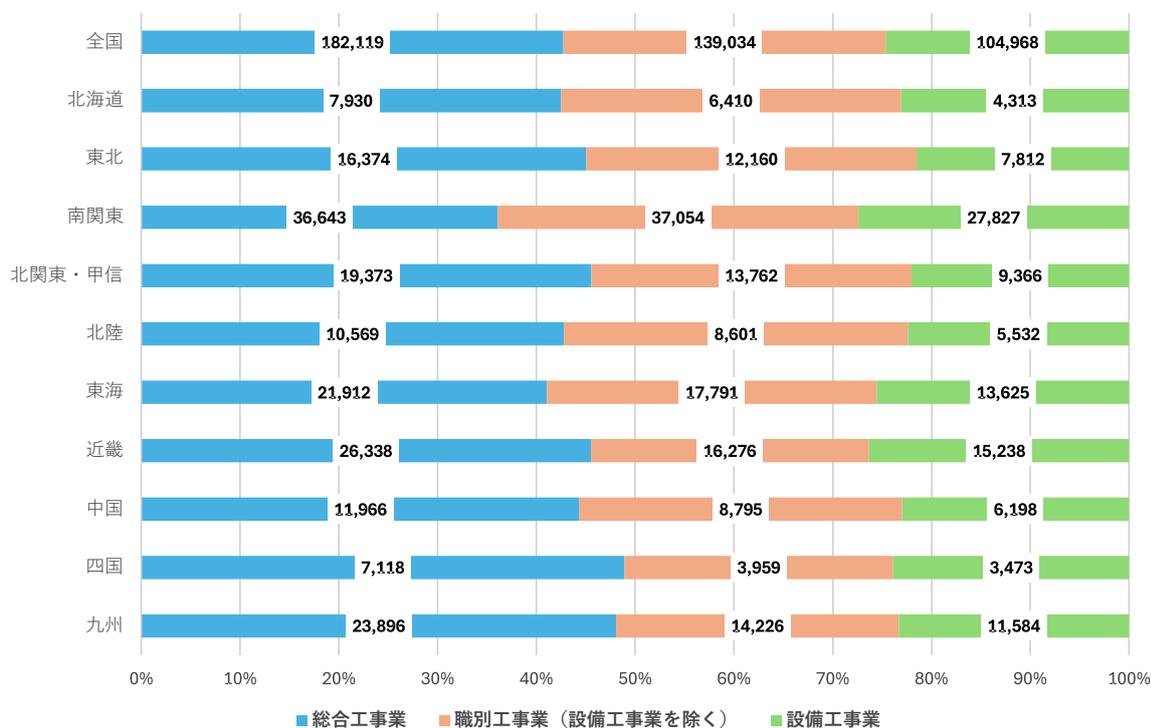


上位5都道府県			下位5都道府県		
	都道府県名	企業数		都道府県名	企業数
1	東京都	35,682	43	佐賀県	3,010
2	神奈川県	25,612	44	徳島県	2,974
3	大阪府	23,640	45	島根県	2,927
4	愛知県	23,286	46	高知県	2,629
5	埼玉県	22,694	47	鳥取県	1,956

(出典) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査結果」を基に当研究所にて作成

図表14は、地域別建設企業数を前述した建設業の中分類（総合工事業、職別工事業（設備工事業を除く）、設備工事業）区分に分けたものであり、南関東を除く地域では総合工事業が最も多くなっている。総合工事業182,119社、職別工事業（設備工事業を除く）139,034社、設備工事業104,968社となっている。

図表14 地域別企業数（工事業別）



(出典) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査結果」を基に当研究所にて作成

次に、小分類区分の企業数を図表15に示す¹³。総合工事業に属する土木工事業が67,620社（15.9%）と最も多く、次いで設備工事業に属する電気工事業44,946社（10.5%）、総合工事業に属する建築工事業41,901社（9.8%）となっている。

法人・個人別でみると、法人は総合工事業143,151社と最も多いが、個人では職別工事業が49,436社と最も多くなっており、工種によって経営組織（法人・個人）に違いがあることがわかる（図表16）。

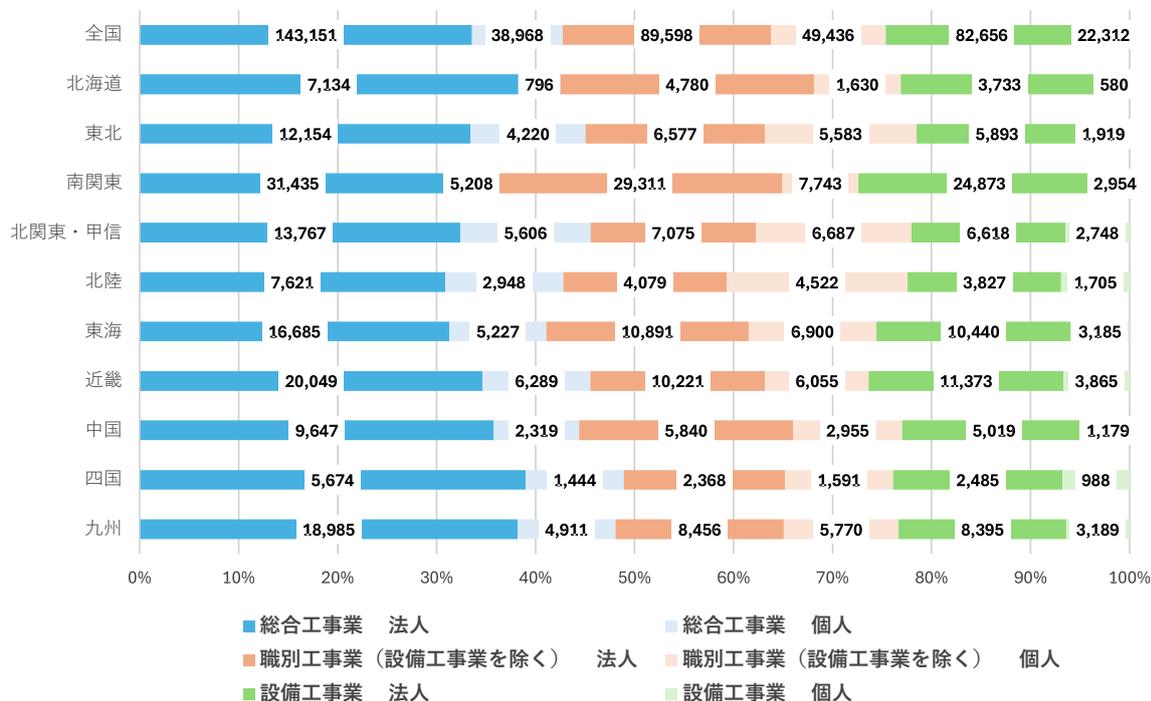
図表15 各分類別企業数

大分類	中分類	小分類	企業数
建設業 426,121	総合工事業 182,119	一般土木建築工事業	5,105
		土木工事業（舗装工事業を除く）	67,620
		舗装工事業	4,560
		建築工事業（木造建築工事業を除く）	41,901
		木造建築工事業	37,751
		建築リフォーム工事業	25,182
	職別工事業（設備工事業を除く） 139,084	大工工事業	16,694
		とび・土工・コンクリート工事業	19,336
		鉄骨・鉄筋工事業	7,822
		石工・れんが・タイル・ブロック工事業	5,736
		左官工事業	8,917
		板金・金物工事業	11,474
		塗装工事業	20,474
		床・内装工事業	22,650
	その他の職別工事業	25,931	
	設備工事業 104,968	電気工事業	44,946
		電気通信・信号装置工事業	7,899
		管工事業（さく井工事業を除く）	39,277
		機械器具設置工事業	8,033
		その他の設備工事業	4,813
合計			426,121

（出典）総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査結果」を基に当研究所にて作成

¹³ 職別工事業に含まれる「その他の職別工事業」は、主としてガラス、金属製建具（サッシ、ドア、シャッター、防火扉、非常階段など）、木製建具の取付工事、屋根工事（金属製屋根工事を除く）、アスファルト・モルタル防水工事など、コンクリート構造物のはつり、破壊、潜水工事、建設揚重機など他に分類されない職別工事が該当する。設備工事業に含まれる「その他の設備工事業」は、主として築炉工事、熱絶縁工事、道路標識設置工事及びさく井工事が該当する。

図表16 地域別企業数（法人・個人別）



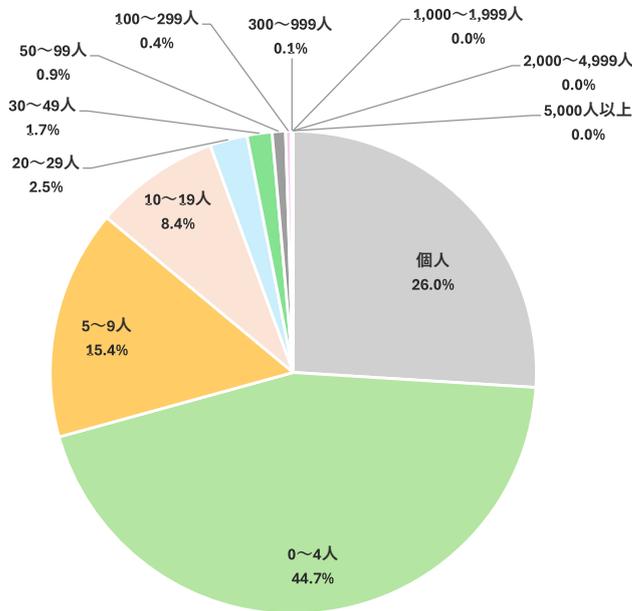
（出典）総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査結果」を基に当研究所にて作成

常用雇用者規模別の建設企業数を図表17に示す。個人と常用雇用者0～299人までの建設企業の合計は425,552社となっており、全企業数の99.9%を占めている¹⁴。一方、従業員数1,000人以上の企業は141社しかなく、そのうち88社は東京都に本社を置く法人である。

なお、個人に分類される企業数は110,716社となっているが、従業員数は250,310人（総合工事業91,832人、職別工事業109,702人、設備工事業48,776人）となっている。このことから、すべての企業が一人親方ということではなく、企業によっては従業員を雇用していることがわかる。

¹⁴ 中小企業法では建設業を主たる事業として営む者について、「資本金の額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社および個人」を中小企業と定義づけている。

図表17 常用雇用者規模別企業数



常用雇用者規模	企業数
個人	110,716
0~4人	190,568
5~9人	65,506
10~19人	35,717
20~29人	10,577
30~49人	7,124
50~99人	3,718
100~299人	1,626
小計	425,552
300~999人	428
1,000~1,999人	86
2,000~4,999人	37
5,000人以上	18
小計	569
合計	426,121

(出典) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査結果」を基に当研究所にて作成

6. 経済センサスからみた地域建設業

「令和3年度経済センサス活動調査」(以下「令和3年調査」という。)と、その前回調査である「平成28年経済センサス活動調査」(以下「平成28年調査」という。)を比較し、建設企業数の増減を整理した。

(1) 経済センサスの分析(平成28年/令和3年)

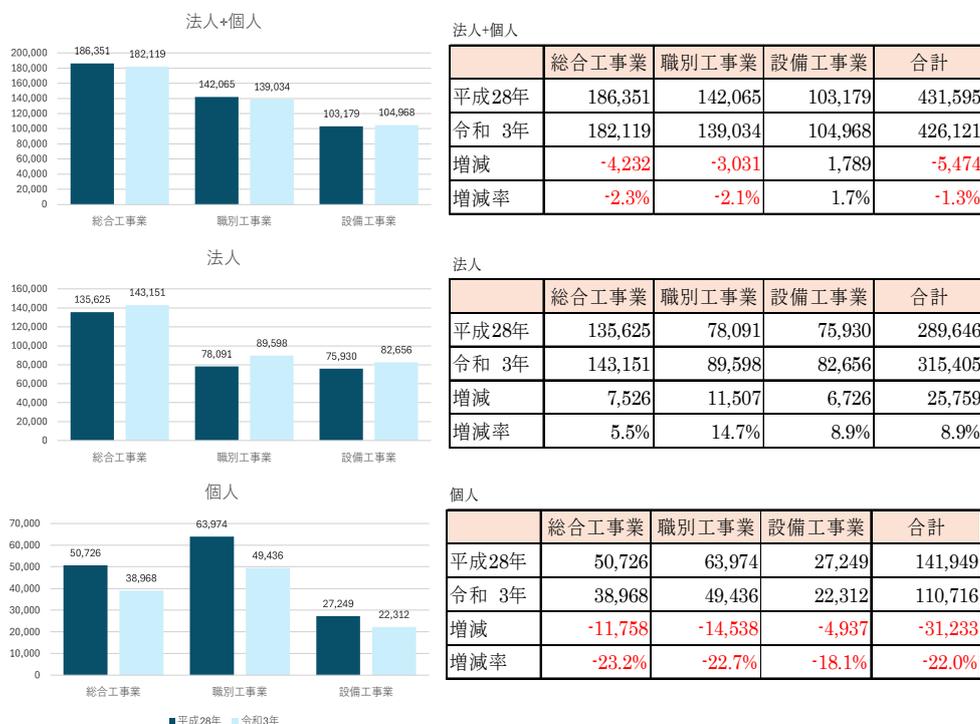
まず、平成28年調査と令和3年調査の建設企業数を経営組織別に図表18に示す。法人¹⁵+個人¹⁶では、平成28年調査の企業数から減少(▲5,474社・▲1.3%)している。内訳は、総合工事業(▲4,232社・▲2.3%)と職別工事業(▲3,031社・▲2.1%)は減少し、設備工事業(1,789社・1.7%)は増加している。法人・個人別にみると、法人は3工事業ともに企業数は増加して

¹⁵ 法人格を認められているものが事業を営んでいること。会社とは株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。また会社以外の法人とは、法人格を有する団体のうち、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人などをいう。

¹⁶ 個人が事業を営んでいること。法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

いるが、個人では3工事業ともに減少している。3工事業の法人の増加率は8.9%だが、個人の減少率が▲22.0%と高くなっており、個人の減少幅の方が大きくなっている。

図表18 企業数比較（法人・個人）



（出典）総務省・経済産業省「平成28年、令和3年経済センサス-活動調査結果」を基に当研究所にて作成

① 都道府県別

図表19に都道府県別の増減数を法人+個人、法人、個人ごとに示す。法人+個人では、3工事業すべて増加しているのは7都道府県（北海道、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、福岡県、沖縄県）となっている。その一方で25県（岩手県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、奈良県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、宮崎県、鹿児島県）は、3工事業すべてで減少となっている。

法人・個人別では、3工事業ともに法人は平成28年調査から企業数が増加しているが、個人は全都道府県で減少しており、総合工事業と職別工事業は、20%を超える減少となっている。法人では、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、沖縄県の5府県は15%を超える増加率となっており、西日本で増加率が高くなっている。個人は、沖縄県（▲9.0%）を除く都道府県では▲15%～▲20%台後半となっており、最も減少率が高かったのは山口県の▲29.1%である。ただし、この減少は個人が法人化するケースや主たる事業が建設業から他業種に変更されたケース、M&Aなど合併する等様々なケースが想定されるため、すべてが廃業や解散、倒産に至ったものではないとの留意が必要である。

図表19 企業数増減（対平成28年調査）

企業数増減(法人+個人)

単位：社

都道府県	総合工事業	職別工事業	設備工事業	合計	都道府県	総合工事業	職別工事業	設備工事業	合計								
北海道	42	0.5%	84	1.3%	17	0.4%	143	0.8%	滋賀県	-146	-5.9%	-199	-12.5%	-97	-8.4%	-442	-8.5%
青森県	-99	-3.9%	-8	-0.5%	2	0.2%	-105	-2.1%	京都府	3	0.1%	38	1.8%	31	1.8%	72	0.9%
岩手県	-107	-4.6%	-152	-10.0%	-66	-6.6%	-325	-6.7%	大阪府	712	8.2%	774	12.3%	583	8.9%	2,069	9.6%
宮城県	-30	-0.9%	2	0.1%	51	2.5%	23	0.3%	兵庫県	-78	-1.1%	-133	-3.3%	122	3.3%	-89	-0.6%
秋田県	-194	-9.1%	-249	-13.9%	-75	-7.8%	-518	-10.6%	奈良県	-40	-2.1%	-44	-5.9%	-5	-0.8%	-89	-2.7%
山形県	-186	-7.3%	-248	-11.3%	-42	-4.3%	-476	-8.3%	和歌山県	-1	-0.1%	-52	-4.7%	24	2.9%	-29	-0.7%
福島県	-186	-4.5%	-71	-2.4%	33	1.7%	-224	-2.5%	鳥取県	-50	-4.9%	-6	-1.0%	-17	-4.4%	-73	-3.6%
茨城県	-494	-8.2%	-394	-8.6%	-39	-1.3%	-927	-6.9%	島根県	-143	-9.2%	-194	-15.5%	-28	-5.7%	-365	-11.1%
栃木県	-281	-7.5%	-355	-12.1%	-124	-6.3%	-760	-8.8%	岡山県	-1	-0.0%	134	6.3%	99	6.2%	232	3.3%
群馬県	-289	-6.8%	-363	-11.6%	-108	-5.4%	-760	-8.1%	広島県	-61	-1.5%	64	2.0%	34	1.5%	37	0.4%
埼玉県	-250	-2.9%	-35	-0.4%	218	3.9%	-67	-0.3%	山口県	-168	-7.1%	-146	-8.6%	6	0.5%	-308	-5.7%
千葉県	-49	-0.7%	80	1.3%	224	5.2%	255	1.5%	徳島県	-27	-1.6%	-14	-1.9%	-26	-4.0%	-67	-2.2%
東京都	195	1.7%	573	4.4%	621	6.4%	1,389	4.1%	香川県	-12	-0.7%	-82	-7.1%	-24	-2.6%	-118	-3.1%
神奈川県	164	1.8%	563	6.7%	518	7.9%	1,245	5.1%	愛媛県	-76	-3.1%	-53	-3.4%	-8	-0.6%	-137	-2.5%
新潟県	-386	-7.6%	-578	-12.8%	-148	-6.3%	-1,112	-9.3%	高知県	-75	-5.0%	-44	-6.5%	-13	-2.3%	-132	-4.8%
富山県	-132	-6.3%	-159	-8.5%	-71	-5.7%	-362	-7.0%	福岡県	134	1.8%	170	3.7%	292	7.4%	596	3.7%
石川県	-112	-4.9%	-143	-7.8%	-101	-8.0%	-356	-6.6%	佐賀県	-97	-6.3%	-27	-2.8%	4	0.7%	-120	-3.8%
福井県	-92	-5.0%	-81	-6.0%	-2	-0.2%	-175	-4.2%	長崎県	-84	-3.5%	-28	-1.9%	88	8.9%	-24	-0.5%
山梨県	-130	-6.5%	-76	-6.1%	-39	-4.4%	-245	-6.0%	熊本県	106	3.2%	-28	-1.6%	28	2.1%	106	1.6%
長野県	-445	-8.9%	-547	-15.2%	-132	-6.4%	-1,124	-10.6%	大分県	70	3.4%	-82	-6.1%	11	1.1%	-1	-0.0%
岐阜県	-157	-3.7%	-199	-6.4%	-106	-5.5%	-462	-5.0%	宮崎県	-164	-7.0%	-93	-6.7%	-30	-3.1%	-287	-6.1%
静岡県	-471	-7.2%	-497	-9.1%	-144	-3.9%	-1,112	-7.1%	鹿児島県	-64	-2.1%	-97	-5.9%	-51	-4.0%	-212	-3.6%
愛知県	-190	-2.2%	-21	-0.3%	293	4.6%	82	0.4%	沖縄県	63	3.8%	178	18.9%	63	6.2%	304	8.4%
三重県	-154	-4.8%	-193	-9.0%	-77	-4.6%	-424	-6.0%	合計	-4,232	-2.3%	-3,031	-2.1%	1,789	1.7%	-5,474	-1.3%

企業数増減(法人)

単位：社

都道府県	総合工事業	職別工事業	設備工事業	合計	都道府県	総合工事業	職別工事業	設備工事業	合計								
北海道	237	3.4%	382	8.7%	122	3.4%	741	5.0%	滋賀県	158	11.1%	51	10.7%	15	2.4%	224	8.9%
青森県	15	0.8%	120	16.6%	32	4.4%	167	5.2%	京都府	323	12.6%	257	26.1%	145	12.7%	725	15.5%
岩手県	30	1.8%	75	11.8%	-1	-0.2%	104	3.5%	大阪府	1,100	16.2%	1,028	23.3%	806	15.7%	2,934	18.0%
宮城県	187	7.2%	327	20.7%	107	6.5%	621	10.7%	兵庫県	370	7.5%	321	15.8%	338	14.1%	1,029	11.0%
秋田県	-31	-2.2%	75	13.2%	-8	-1.4%	36	1.4%	奈良県	168	15.5%	65	27.8%	45	16.9%	278	17.5%
山形県	24	1.6%	46	6.0%	3	0.5%	73	2.6%	和歌山県	147	14.6%	65	21.5%	54	13.6%	266	15.6%
福島県	127	4.4%	220	15.2%	115	8.1%	462	8.0%	鳥取県	15	1.9%	60	19.2%	9	3.3%	84	6.1%
茨城県	-37	-1.0%	206	10.6%	132	7.0%	301	4.0%	島根県	-8	-0.8%	20	4.5%	13	4.3%	25	1.4%
栃木県	39	1.5%	63	4.4%	-17	-1.2%	85	1.6%	岡山県	151	5.9%	289	22.4%	174	14.0%	614	12.1%
群馬県	66	2.4%	102	7.0%	32	2.4%	200	3.6%	広島県	191	5.8%	367	17.7%	140	7.6%	698	9.7%
埼玉県	278	4.3%	795	14.9%	448	9.9%	1,521	9.3%	山口県	38	2.3%	131	15.3%	85	8.9%	254	7.3%
千葉県	314	5.8%	690	18.2%	418	11.9%	1,422	11.2%	徳島県	35	2.7%	53	16.2%	21	5.4%	109	5.4%
東京都	714	7.2%	1,370	13.8%	894	9.7%	2,918	10.3%	香川県	56	4.1%	60	8.9%	35	5.4%	151	5.6%
神奈川県	522	6.6%	1,056	16.7%	655	11.2%	2,233	11.1%	愛媛県	111	6.3%	97	11.7%	88	9.2%	296	8.3%
新潟県	-6	-0.2%	103	5.9%	13	0.8%	110	1.7%	高知県	33	3.2%	41	14.3%	16	4.9%	90	5.5%
富山県	31	2.2%	106	14.5%	10	1.3%	147	5.0%	福岡県	634	11.4%	548	20.6%	467	16.2%	1,649	14.9%
石川県	56	3.6%	95	13.0%	-12	-1.5%	139	4.5%	佐賀県	65	7.3%	78	21.2%	53	17.5%	196	12.5%
福井県	18	1.4%	76	15.4%	50	7.8%	144	5.9%	長崎県	53	3.3%	117	19.3%	114	18.6%	284	10.1%
山梨県	19	1.5%	60	13.6%	18	3.6%	97	4.3%	熊本県	291	12.2%	169	19.4%	115	13.4%	575	14.0%
長野県	13	0.4%	9	0.7%	-10	-0.7%	12	0.2%	大分県	182	11.2%	77	9.8%	58	8.0%	317	10.1%
岐阜県	126	4.4%	182	14.5%	59	5.1%	367	6.9%	宮崎県	14	0.8%	81	14.1%	31	5.7%	126	4.5%
静岡県	23	0.5%	240	9.4%	59	2.3%	322	3.4%	鹿児島県	75	3.1%	64	7.4%	59	7.1%	198	4.8%
愛知県	301	4.4%	746	14.9%	589	11.9%	1,636	9.8%	沖縄県	110	7.9%	201	50.5%	101	15.6%	412	16.9%
三重県	148	7.2%	123	15.6%	96	10.0%	367	9.6%	合計	7,526	5.5%	11,507	14.7%	6,726	8.9%	25,759	8.9%

第2章 建設産業の現状と課題

企業数増減(個人) 単位: 社

都道府県	総合工事業	職別工事業	設備工事業	合計	都道府県	総合工事業	職別工事業	設備工事業	合計								
北海道	-195	-19.7%	-298	-15.5%	-105	-15.3%	-598	-16.6%	滋賀県	-304	-29.1%	-250	-22.4%	-112	-21.3%	-666	-24.8%
青森県	-114	-15.2%	-128	-15.7%	-30	-9.6%	-272	-14.5%	京都府	-320	-25.0%	-219	-19.4%	-114	-18.4%	-653	-21.5%
岩手県	-137	-20.7%	-227	-25.6%	-65	-19.1%	-429	-22.7%	大阪府	-388	-20.2%	-254	-13.5%	-223	-15.4%	-865	-16.5%
宮城県	-217	-23.7%	-325	-24.4%	-56	-14.3%	-598	-22.6%	兵庫県	-448	-21.3%	-454	-22.5%	-216	-17.3%	-1,118	-20.8%
秋田県	-163	-22.6%	-324	-26.7%	-67	-17.6%	-554	-23.9%	奈良県	-208	-25.4%	-109	-21.4%	-50	-14.6%	-367	-22.0%
山形県	-210	-19.6%	-294	-20.5%	-45	-12.6%	-549	-19.2%	和歌山県	-148	-16.0%	-117	-14.6%	-30	-7.0%	-295	-13.7%
福島県	-313	-25.0%	-291	-19.6%	-82	-17.0%	-686	-21.3%	鳥取県	-65	-29.5%	-66	-21.0%	-26	-21.8%	-157	-24.0%
茨城県	-457	-19.6%	-600	-22.7%	-171	-16.7%	-1,228	-20.5%	島根県	-135	-24.3%	-214	-26.5%	-41	-21.5%	-390	-25.1%
栃木県	-320	-27.6%	-418	-27.6%	-107	-18.9%	-845	-26.1%	岡山県	-152	-21.6%	-155	-18.7%	-75	-20.6%	-382	-20.1%
群馬県	-355	-23.7%	-465	-27.7%	-140	-20.6%	-960	-24.9%	広島県	-252	-27.3%	-303	-25.6%	-106	-22.8%	-661	-25.7%
埼玉県	-528	-24.1%	-830	-26.3%	-230	-20.3%	-1,588	-24.5%	山口県	-206	-28.3%	-277	-33.1%	-79	-21.5%	-562	-29.1%
千葉県	-363	-23.3%	-610	-27.1%	-194	-24.7%	-1,167	-25.4%	徳島県	-62	-17.9%	-67	-15.8%	-47	-18.1%	-176	-17.1%
東京都	-519	-29.4%	-797	-27.0%	-213	-19.0%	-1,529	-26.2%	香川県	-68	-20.4%	-142	-29.6%	-59	-20.6%	-269	-24.4%
神奈川県	-358	-24.6%	-493	-23.3%	-137	-19.9%	-988	-23.2%	愛媛県	-187	-26.6%	-150	-20.4%	-96	-22.3%	-433	-23.1%
新潟県	-380	-21.1%	-681	-24.7%	-161	-19.8%	-1,222	-22.7%	高知県	-108	-22.3%	-85	-21.5%	-29	-12.0%	-222	-19.8%
富山県	-163	-23.8%	-265	-23.3%	-81	-17.5%	-509	-22.3%	福岡県	-500	-24.0%	-378	-19.1%	-175	-16.2%	-1,053	-20.5%
石川県	-168	-22.2%	-238	-21.7%	-89	-19.0%	-495	-21.3%	佐賀県	-162	-24.7%	-105	-17.2%	-49	-16.4%	-316	-20.2%
福井県	-110	-21.0%	-157	-18.1%	-52	-15.1%	-319	-18.4%	長崎県	-137	-17.0%	-145	-16.4%	-26	-7.0%	-308	-14.9%
山梨県	-149	-21.3%	-136	-17.0%	-57	-15.2%	-342	-18.3%	熊本県	-185	-19.8%	-197	-21.3%	-87	-17.3%	-469	-19.9%
長野県	-458	-27.5%	-556	-24.9%	-122	-17.5%	-1,136	-24.7%	大分県	-112	-27.3%	-159	-27.9%	-47	-16.5%	-318	-25.2%
岐阜県	-283	-20.3%	-381	-20.6%	-165	-21.1%	-829	-20.6%	宮崎県	-178	-27.1%	-174	-21.2%	-61	-14.3%	-413	-21.7%
静岡県	-494	-22.1%	-737	-25.5%	-203	-17.9%	-1,434	-22.9%	鹿児島県	-139	-25.9%	-161	-20.8%	-110	-24.8%	-410	-23.4%
愛知県	-491	-24.2%	-767	-25.5%	-296	-21.0%	-1,554	-24.1%	沖縄県	-47	-16.3%	-23	-4.2%	-38	-10.4%	-108	-9.0%
三重県	-302	-26.4%	-316	-23.3%	-173	-24.7%	-791	-24.7%	合計	-11,758	-23.2%	-14,538	-22.7%	-4,937	-18.1%	-31,233	-22.0%

(出典) 総務省・経済産業省「平成28年、令和3年経済センサス-活動調査結果」を基に当研究所にて作成

② 人口規模別

市町村の人口規模別¹⁷の増減数を図表20に示す。法人+個人では、人口規模「300,000～499,999人」以降で企業数が増加に転じている。法人・個人別では、法人はすべての人口規模で企業数が増加しているが、反対に個人では全ての人口規模で企業数が大きく減少している。

図表20 企業数増減(対平成28年調査)

総合工事業、職別工事業、設備工事業

人口規模	市町村数	法人+個人				法人				個人			
		平成28年	令和3年	増減数	増減率	平成28年	令和3年	増減数	増減率	平成28年	令和3年	増減数	増減率
0～499人	12	50	52	2	4.0%	37	41	4	10.8%	13	11	-2	-15.4%
500～999人	22	399	397	-2	-0.5%	252	284	32	12.7%	147	113	-34	-23.1%
1,000～2,999人	131	2,090	1,959	-131	-6.3%	1,008	1,031	23	2.3%	1,082	928	-154	-14.2%
3,000～4,999人	125	3,252	3,030	-222	-6.8%	1,606	1,632	26	1.6%	1,646	1,398	-248	-15.1%
5,000～9,999人	240	11,215	10,283	-932	-8.3%	5,714	5,751	37	0.6%	5,501	4,532	-969	-17.6%
10,000～29,999人	446	42,408	39,041	-3,367	-7.9%	21,972	22,740	768	3.5%	20,436	16,301	-4,135	-20.2%
30,000～49,999人	239	43,719	40,937	-2,782	-6.4%	23,827	25,260	1,433	6.0%	19,892	15,677	-4,215	-21.2%
50,000～99,999人	241	66,706	63,918	-2,788	-4.2%	39,591	42,502	2,911	7.4%	27,115	21,416	-5,699	-21.0%
100,000～299,999人	189	99,452	97,436	-2,016	-2.0%	66,894	72,410	5,516	8.2%	32,558	25,026	-7,532	-23.1%
300,000～499,999人	45	51,326	52,259	933	1.8%	38,134	42,254	4,120	10.8%	13,192	10,005	-3,187	-24.2%
500,000～999,999人	16	35,207	36,015	808	2.3%	26,745	29,562	2,817	10.5%	8,462	6,453	-2,009	-23.7%
1,000,000人以上	12	75,771	80,794	5,023	6.6%	63,866	71,938	8,072	12.6%	11,905	8,856	-3,049	-25.6%
合計	1,718	431,595	426,121	-5,474	-1.3%	289,646	315,405	25,759	8.9%	141,949	110,716	-31,233	-22.0%

(出典) 総務省・経済産業省「平成28年、令和3年経済センサス-活動調査結果」を基に当研究所にて作成

(注) 市町村数 1,718 市町村(政令市 20、東京都特別区 17、市 772、町 742、村 183)

¹⁷ 総務省統計局「令和2年国勢調査結果」の市町村ごとの人口を階層に分け、令和3年調査の市町村に当てはめたくて企業数を集計した。

(注) 福島県双葉町の人口は表章されていないため、市町村数から除外している

③ 地域特性

企業数の増減には、経済情勢や企業の経営状態以外にも企業が存在する地域の特性も影響すると考え、図表 21 に示す各種データを使用し、概況の把握を試みた。

図表21 使用するデータ

所管官庁	
総務省・経済産業省	令和3年経済センサス-活動調査
総務省	過疎地域市町村等一覧（令和4年4月1日現在）
国土交通省	半島振興対策実施地域対象市町村一覧
	豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定地域（詳細）
農林水産省	振興山村一覧表

(出典) 当研究所にて作成

(a) 使用データ：総務省「過疎地域市町村等一覧（令和4年4月1日現在）」

過疎地域は「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年3月31日法律第19号）」によって定義され、主務大臣が過疎地域をその区域とする市町村を公示することとされている。同法は、「過疎地域自立促進特別措置法（旧法）」が2023（令和5）年3月末に期限を迎えたため、過疎地域の持続的発展を目的に新たに制定された法律である。過疎地域の判定は、人口要件と財政力要件の2点によって、市町村ごとに判定される。2022（令和4）年4月1日時点では、885市町村が過疎地域として判定されている（図表22）。

図表22 過疎地域指定市町村数

単位：市町村

	北海道	東北	南関東	北関東・甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	合計
全部過疎	145	129	20	60	27	28	60	56	53	135	713
一部過疎	6	18	8	24	14	10	15	19	12	32	158
みなし過疎	1	3	0	0	0	0	3	2	1	4	14
合計	152	150	28	84	41	38	78	77	66	171	885

(出典) 総務省「過疎地域市町村一覧」を基に当研究所にて作成

(b) 使用データ：国土交通省「半島振興対策実施地域対象市町村一覧」

地理的な特徴を把握するために、半島振興対策の実施地域対象市町村を確認する。実施地域対象市町村は「半島振興法（昭和60年6月14日法律第63号）」によって定義され、主務大臣が都道府県の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、国土審議会の議を経て指定される。同法は、半島地域の振興を図るため1985（昭和60）年に時限立法として制定され、2015（平成29）年に3度目の法期限延長（期限は2025（令和7）年3月31日）がなされて

いる。半島は「三方を海に囲まれ、平地に恵まれない、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から、産業基盤や生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある」とされており、23地域（22道府県 194市町村）が指定されている（図表23）。

図表23 半島振興対策実施市町村数

単位：市町村

	北海道	東北	南関東	北関東・甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	合計
市町村数	25	21	9	0	13	24	45	8	9	40	194

（出典）国土交通省「半島振興対策実施地域市町村一覧」を基に当研究所にて作成

(c) 使用データ：農林水産省「振興山村一覧表」

もう一点、地理的な特徴を把握するため「山村振興法（昭和40年5月11日法律第64号）」で指定されている振興山村¹⁸について確認する。同法は1965（昭和40）年に時限立法として制定され、2015（平成27）年に5度目の法期限が延長（期限は2025（令和7）年3月31日）され、主務大臣が都道府県知事の申請に基づき、国土審議会の意見を聴いたうえで、振興山村を指定するとされている。山村の定義は「林野面積の占める比率が高く、交通条件および経済的・文化的諸条件に恵まれず、産業の開発の程度が低い等の地域であり、政令で定める要件に該当するもの」とされており、2024（令和6）年4月1日現在、734市町村が振興山村として指定されている（図表24）。

図表24 振興山村指定市町村数

単位：市町村

	北海道	東北	南関東	北関東・甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	合計
全部山村	68	45	3	32	2	4	14	9	8	15	200
一部山村	28	101	11	72	49	47	52	61	52	61	534
合計	96	146	14	104	51	51	66	70	60	76	734

（出典）農林水産省「振興山村の指定市町村一覧」を基に当研究所にて作成

(d) 使用データ：国土交通省「豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定地域（詳細）」

最後に、「豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）」によって定義される豪雪地帯及び特別豪雪地帯について確認する。同法は、主務大臣が積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、国土審議会の意見を聴いて、道府県の区域の全部又は一部を豪雪地帯及び特別豪雪地帯として指定することとされており、1962（昭和37）年に制定され10年ごとに特別措置の期限が延長されている。指定にあたっては、積雪によって産業

¹⁸ 市町村の全域が「振興山村」となっている市町村を「全部山村」、市町村の一部が「振興山村」となっている市町村を「一部山村」という。

の発展が停滞的かつ、住民の生活水準の向上が阻害される豪雪地帯における産業の振興と民生の安定向上に寄与することが目的とされている。2024（令和6）年4月1日現在、532市町村が豪雪地帯（うち特別豪雪地帯は201市町村）として指定されている¹⁹（図表25）。

図表25 豪雪地帯・特別豪雪地帯指定市町村数

単位：市町村

	北海道	東北	南関東	北関東・甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	合計
豪雪地帯	93	92	0	28	51	8	18	41	0	0	331
特別豪雪地帯	86	69	0	11	30	4	1	0	0	0	201
合計	179	161	0	39	81	12	19	41	0	0	532

（出典）国土交通省「豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定について（概要）」を基に当研究所にて作成

地域特性ごとの建設企業数増減を図表26に示す。増減の算出は、前述の「過疎地域」、「半島振興地域」、「振興山村地域」、「豪雪地帯」に指定されている市町村名と令和3年調査に表章される市町村名を合致させた後に、令和3年調査と令和28年調査の建設企業数の比較を行った。いずれかの指定がされている市町村と指定対象外の市町村を比べると、指定対象外の市町村は法人の増加率が高くなっている。個人は指定対象外の市町村の方が減少率は高くなっている。

図表26 企業数増減（地域特性）

総合工事業、職別工事業、設備工事業

地域特性	区分	市町村数	法人+個人				法人				個人			
			平成28年	令和3年	増減数	増減率	平成28年	令和3年	増減数	増減率	平成28年	令和3年	増減数	増減率
過疎	全部過疎	713	53,120	48,152	-4,968	-9.4%	26,514	26,808	294	1.1%	26,606	21,344	-5,262	-19.8%
	一部過疎	158	54,705	51,273	-1,526	-6.3%	31,400	33,094	1,694	5.4%	23,305	18,179	-5,126	-22.0%
	みなし過疎	14	4,314	3,981	-167	-7.7%	2,428	2,503	75	3.1%	1,886	1,478	-408	-21.6%
	対象外	834	319,456	322,715	-479	1.0%	229,304	253,000	23,696	10.3%	90,152	69,715	-20,437	-22.7%
半島	全域	105	6,521	6,180	-161	-5.2%	3,173	3,320	147	4.6%	3,348	2,860	-488	-14.6%
	一部	88	22,345	21,029	-599	-5.9%	12,567	13,297	730	5.8%	9,778	7,732	-2,046	-20.9%
	対象外	1,526	402,729	398,912	-3,472	-0.9%	273,906	298,788	24,882	9.1%	128,823	100,124	-28,699	-22.3%
振興山村	全部山村	197	5,349	4,986	-159	-6.8%	2,823	2,833	10	0.4%	2,526	2,153	-373	-14.8%
	一部山村	537	155,609	148,155	-3,168	-4.8%	94,965	101,112	6,147	6.5%	60,644	47,043	-13,601	-22.4%
	対象外	985	270,637	272,980	-905	0.9%	191,858	211,460	19,602	10.2%	78,779	61,520	-17,259	-21.9%
豪雪地帯	特別豪雪	153	10,400	9,575	-313	-7.9%	5,665	5,674	9	0.2%	4,735	3,901	-834	-17.6%
	豪雪	285	49,204	47,314	-771	-3.8%	31,928	33,518	1,590	5.0%	17,276	13,796	-3,480	-20.1%
	一部が特別豪雪	38	16,088	14,781	-538	-8.1%	9,360	9,580	220	2.4%	6,728	5,201	-1,527	-22.7%
	一部が豪雪	54	28,252	26,609	-760	-5.8%	17,915	18,727	812	4.5%	10,337	7,882	-2,455	-23.7%
	対象外	1,189	140,088	138,238	-1,850	-1.3%	102,804	109,784	6,980	6.8%	37,284	28,454	-8,830	-23.7%

（出典）当研究所にて作成

（注）対象外は当該地域の指定がされていない市町村を指す

¹⁹ 地域の指定は、「市町村全域が特別豪雪地帯」、「市町村の一部の地域が特別豪雪地帯」、「市町村の一部の地域が豪雪地帯、それ以外は無指定」、「市町村の全域が豪雪地帯」に分かれる。

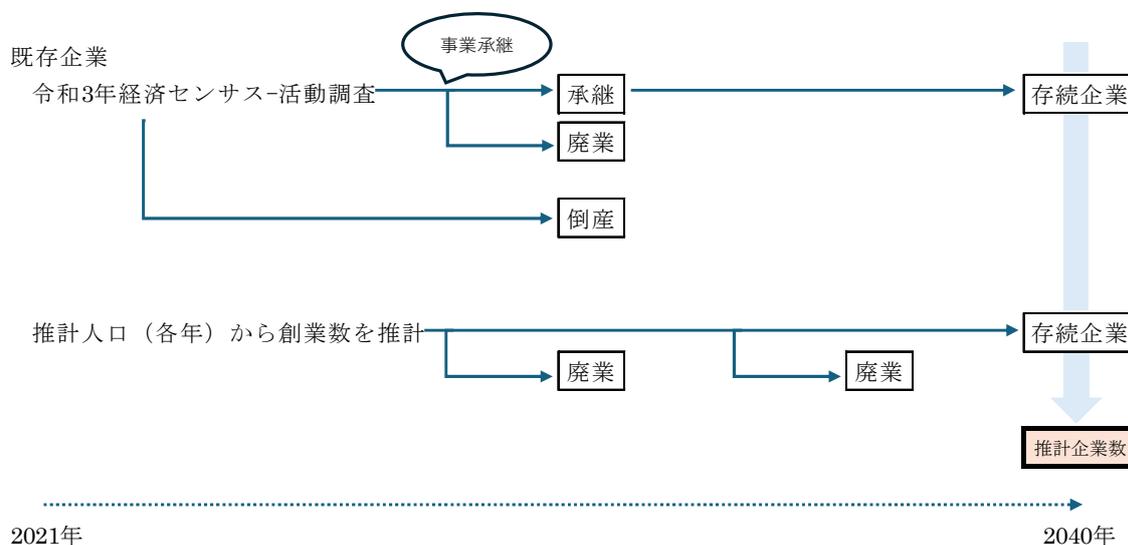
7. 建設企業数の将来推計

(1) 推計の方法と手順

建設企業数の将来推計をするに当たっては、「地域別企業数の将来推計²⁰」（以下「先行研究」という。）を参考に行った。推計の全体像及び推計にあたり使用したデータを図表27、図表28に示す。なお、推計の期間は、2021年から2040年までの20年間とし、この期間に新たに創業・廃業・倒産する企業数を推計し加算・減算をしている。既存企業数は、前述した経済センサスの中分類「総合工事業」、「職別工事業」、「設備工事業」ごとの企業数をベースとする。創業では推計人口を利用し、各年の創業企業数を推計したうえで、企業生存率を乗じ、純創業企業数を推計する。次に廃業では、「中小企業の事業承継に関するインターネット調査」にある既存企業の廃業意向を利用し、廃業企業数を推計する。最後に倒産は、「企業倒産調査年報」にある過去の倒産件数を利用して倒産企業数を推計し、2040年の推計企業数を得ることとなる。

なお、今回の推計は将来の景気動向といった要素を加味していない簡便的な方法であることから、その結果については留意が必要である。

図表27 推計の全体像



(出典)「地域別企業数の将来推計」を基に当研究所にて作成

²⁰ 村上 義昭、児玉 直美、樋口 美雄. 地域別企業数の将来推計. フィナンシャル・レビュー. 2017年6月, 平成29年3号(通巻第131号), p.71-96.

図表28 推計に使用したデータ

推計項目	所管官庁/発行元	調査名称
既存企業数	総務省	令和3年経済センサス-活動調査
創業	総務省	令和4年就業構造基本調査 ※オーダーメイド集計
	総務省	人口推計
	国立社会保障・人口問題研究所	日本の将来推計人口
廃業	株式会社帝国データバンク	企業データベース
	日本政策金融公庫総合研究所	中小企業の事業承継に関するインターネット調査
倒産	一般財団法人企業共済協会	企業倒産調査年報

(出典) 当研究所にて作成

(注) 統計法に基づいて、独立行政法人統計センターから「就業構造基本調査」(総務省)のオーダーメイド集計により提供を受けた統計成果物を基にしている

(2) 創業

まず、創業企業数の推計を行う。推計期間中(2021~2040年)に創業する企業数を推計するために、創業者比率を以下のとおり算出する。創業者比率を算出するのは、先行研究において人口に対して毎年一定数が創業するという仮定を置いているためである。

$$\text{創業者比率} = \text{年代別・性別の創業者数(建設業)} \div \text{年代別・性別の人口推計値}$$

※数値は共に全国値

① 創業者比率の算出

(a) 使用データ：総務省「就業構造基本調査」

「就業構造基本調査」は、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的として5年ごとに実施されており、産業別や性別、年齢(5歳階級別)、従業上の地位、雇用形態、企業の有無等の情報が確認できる。先行研究において、「自営業のうち起業者²¹⁾」、「雇用人(会社などの役員を含む)のうち起業者」であり、なおかつ継続就業期間²²⁾が3年未満である人を「創業者」とみなしているが、年代別、性別の創業者数は公表されていないため、独立行政法人統計センターにオーダーメイド集計を依頼した²³⁾。なお、集計結果を3(年)で除して、単年の創業者数を算出している(図表29)。建設企業の創業者には男性が多く、年代では「30~39歳」、「40~49歳」が多くなっていることがオーダーメイド集計からわかった。

²¹⁾ 今の事業を自ら起こした者を指す。

²²⁾ 現在の企業(勤め先)で働き始めてからの期間を指す。

²³⁾ オーダーメイド集計の仕様上、百人単位で結果が表章される。十の位が四捨五入(49以下)される場合、標本数が5未満の場合は「0」となる。

図表29 建設業の創業者数（全国・年代別）

単位：人

年代	自営業者のうち起業者数（3年未満）			雇用者（会社などの役員を含む）のうち起業者（3年未満）			合計		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	合計
15～29歳	2,533	100	2,633	0	0	0	2,533	100	2,633
30～39歳	3,633	200	3,833	600	33	633	4,233	233	4,467
40～49歳	3,433	67	3,500	1,933	133	2,067	5,367	200	5,567
50～59歳	2,000	33	2,033	1,500	67	1,567	3,500	100	3,600
60～69歳	933	33	967	733	67	800	1,667	100	1,767
70歳以上	367	0	367	300	0	300	667	0	667
合計	12,900	433	13,333	5,067	300	5,367	17,967	733	18,700

（出典）総務省「就業構造基本調査」のオーダーメイド集計を基に当研究所にて作成

(b) 使用データ：総務省「人口推計」

図表30 年代別の人口推計

人口に占める創業者の比率を算出するため、総務省「人口推計」を利用する。人口推計は、都道府県、年齢（5歳階級）、性別の人口が整理されていることから、就業構造基本調査と同様の年代となるよう以下のとおり再集計した（図表30）。なお、14歳以下は除外している。

年代	男性	女性	合計
15～29歳	9,341,000	8,847,000	18,188,000
30～39歳	6,968,000	6,690,000	13,658,000
40～49歳	8,820,000	8,589,000	17,409,000
50～59歳	8,792,000	8,718,000	17,510,000
60～69歳	7,349,000	7,631,000	14,980,000
70歳以上	12,059,000	16,640,000	28,699,000
合計	53,329,000	57,115,000	110,444,000

（出典）総務省「人口推計」を基に当研究所にて作成

(c) 創業者比率

図表31 建設業の創業者比率（全国・年代別）

(a) 及び (b) から算出された年代別の創業者比率を図表31に示す。

年代	男性	女性	合計
15～29歳	0.027%	0.001%	0.014%
30～39歳	0.061%	0.003%	0.033%
40～49歳	0.061%	0.002%	0.032%
50～59歳	0.040%	0.001%	0.021%
60～69歳	0.023%	0.001%	0.012%
70歳以上	0.006%	0.000%	0.002%
合計	0.034%	0.001%	0.017%

（出典）総務省「人口推計」を基に当研究所にて作成

② 将来創業企業数の推計

将来創業企業数を算出するために、まず2040年までの年代別・性別推計人口に前述した創業者比率を乗じ、1年ごとの粗創業企業数を推計する。次に粗創業企業数に対して企業生存率を乗じ、創業した企業の漸減を反映する。2040年までの創業企業数推計を以下の順序で行う。

$$\text{粗創業企業数} = \text{日本の将来推計人口 (2021~2040年)} \times \text{創業者比率}$$

※数値は都道府県ごとの値 ※数値は全国値



$$\text{純創業企業数} = \text{粗創業企業数} \times \text{企業生存率 (建設業)}$$

(a) 使用データ：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

「日本の将来推計人口」は、出生、死亡、国際人口移動に関し、実績値の動向を基に仮定を設け、日本全域の将来の人口規模、男女・年齢構成の推移について推計を行ったものである。なお、本調査研究では2023（令和5）年4月26日に公表されたデータを使用している²⁴。粗創業企業数推計のイメージを図表32に示す。全都道府県を対象に年代別・性別推計人口に対し、前述の創業者比率を乗じて2040年までの粗創業者数を推計した。

図表32 粗創業企業数推計のイメージ

都道府県	年		15～19歳	20～24歳	25～29歳	計	粗創業企業数	30～34歳	35～39歳	計	粗創業企業数
北海道 男性	2020年	推計値	114,885	117,240	116,896	348,021		126,617	144,313	270,930	
	2021年	線形補間	112,875	116,322	115,844	345,040	94	124,678	140,764	265,442	161
	2022年	線形補間	111,364	115,403	115,291	342,059	93	122,739	137,215	259,953	158
	2023年	線形補間	109,854	114,485	114,739	339,077	92	120,799	133,665	254,465	155
	2024年	線形補間	108,343	113,566	114,186	336,096	91	118,860	130,116	248,976	151
	2025年	推計値	106,833	112,648	113,634	333,115	90	116,921	126,567	243,488	148
	2026年	線形補間	105,277	111,164	113,040	329,480	89	116,465	124,646	241,111	146
	2027年	線形補間	103,721	109,680	112,445	325,846	88	116,009	122,724	238,734	145
	2028年	線形補間	102,164	108,196	111,851	322,211	87	115,554	120,803	236,356	144
	2029年	線形補間	100,608	106,712	111,256	318,577	86	115,098	118,881	233,979	142
	2030年	推計値	99,052	105,228	110,662	314,942	85	114,642	116,960	231,602	141
	2031年	線形補間	96,215	103,741	109,245	309,201	84	114,136	116,422	230,558	140
	2032年	線形補間	93,379	102,254	107,828	303,460	82	113,629	115,884	229,514	139
	2033年	線形補間	90,542	100,767	106,410	297,720	81	113,123	115,347	228,469	139
	2034年	線形補間	87,706	99,280	104,993	291,979	79	112,616	114,809	227,425	138
	2035年	推計値	84,869	97,793	103,576	286,238	78	112,110	114,271	226,381	138
	2036年	線形補間	82,314	95,098	102,123	279,535	76	110,720	113,836	224,556	136
	2037年	線形補間	79,760	92,404	100,669	272,833	74	109,330	113,402	222,732	135
	2038年	線形補間	77,205	89,709	99,216	266,130	72	107,940	112,967	220,907	134
	2039年	線形補間	74,651	87,015	97,762	259,428	70	106,550	112,533	219,083	133
2040年	推計値	72,096	84,320	96,309	252,725	69	105,160	112,098	217,258	132	
					合計	1,661			合計	2,856	

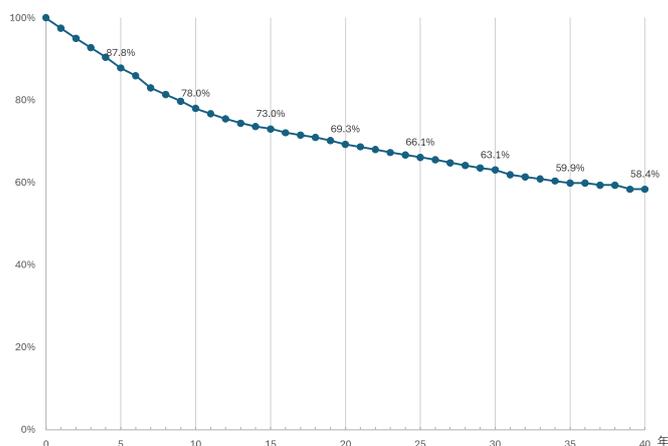
(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」を基に当研究所にて作成

²⁴ 公表されている推計値は5年ごとになっているため、線形補間を行っている。

(b) 使用データ：帝国データバンク「企業生存率（建設業）」

次に推計した粗創業企業数に対し、帝国データバンクの COSMOS2 データを用いて算出した企業生存率²⁵（図表 33）を乗じ、純創業企業数を推計する。純創業企業数の推計イメージを図表 34 に示す。例えば、北海道で 2021 年から 2040 年までの粗創業企業社は 13,143 社と推計されるが、企業生存率を反映すると 2,523 社減少し、2040 年には 10,620 社となる。この 10,620 社が純創業企業となる。

図表 33 企業生存率（建設業）



（出典）帝国データバンク「企業生存率」

図表 34 純創業企業数推計のイメージ

創業後年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
生存率	100.0%	97.5%	95.0%	92.8%	90.4%	87.8%	85.9%	83.0%	81.4%	79.8%	78.0%	76.7%	75.5%	74.4%	73.6%	73.0%	72.1%	71.5%	71.0%	70.2%	69.3%
創業年																					
2021年	742	723	705	688	671	651	637	616	604	592	579	569	560	552	546	542	535	531	526	521	514
2022年	732	713	695	679	662	643	629	607	595	584	571	561	552	545	539	534	528	523	519		
2023年	722	704	686	670	653	634	620	599	587	576	563	554	545	537	531	527	520	516			
2024年	712	694	676	660	644	625	612	591	579	568	555	546	537	530	524	520	513				
2025年	702	684	667	651	635	616	603	582	571	560	547	538	530	522	517	513					
2026年	694	676	659	644	627	609	596	576	565	554	541	532	524	516	511						
2027年	686	668	652	636	620	602	589	569	558	547	535	526	518	510							
2028年	678	661	644	629	613	595	582	562	552	541	529	520	511								
2029年	670	653	636	621	605	588	576	556	545	534	522	514									
2030年	662	645	629	614	598	581	569	549	538	528	516										
2031年	653	637	621	606	590	574	561	542	531	521											
2032年	644	628	612	598	583	566	554	535	524												
2033年	636	620	604	590	575	558	546	528													
2034年	627	611	596	582	567	551	539														
2035年	618	603	588	574	559	543															
2036年	610	595	580	566	552																
2037年	602	587	572	558																	
2038年	594	579	564																		
2039年	585	571																			
2040年	577																				

13,143 ①

各セル合計が②となる

①2021-2040年 粗創業企業数 13,143 社
 ②2040年時点 純創業企業数 10,620 社
 ② - ① = 2,523 社

（出典）当研究所にて作成

²⁵ 帝国データバンクが保有する企業データ（建設業のみ）を基に、各企業の創業・設立年から生存年数を求めたうえで、創業・設立年と生存年数から企業生存率を算出している。

(c) 純創業企業数

(a) および (b) 記載の作業を全都道府県で行った結果、2040年までの粗創業企業数の合計は348,477社、純創業企業数は282,446社と推計される。なお、創業企業の推計値には、経済センサスで定義する中分類の区分（総合工事業、職別工事業、設備工事業）がないため、ベースとした経済センサスの企業数の割合によって按分した（図表35）。

将来の創業企業数の推計では、人口減少と年を追うごとに創業者比率が低い高齢者が全体に占める割合が高まることから、粗創業企業数は徐々に減っていく。この影響は特に地方において顕著である。

図表35 創業企業数の推計結果

単位：社

	総合工事業		職別工事業		設備工事業		合計	
経済センサス	182,119	42.7%	139,034	32.6%	104,968	24.6%	426,121	100.0%
純創業企業数 (+)	120,714	42.7%	92,156	32.6%	69,576	24.6%	282,446	100.0%

単位：社

都道府県	粗創業企業数	企業数増減 (生存率反映)	純創業企業数	都道府県	粗創業企業数	企業数増減 (生存率反映)	純創業企業数
北海道	13,143	-2,523	10,620	滋賀県	4,025	-760	3,265
青森県	2,874	-562	2,312	京都府	6,818	-1,297	5,521
岩手県	2,932	-569	2,363	大阪府	24,358	-4,625	19,733
宮城県	6,309	-1,204	5,105	兵庫県	14,167	-2,701	11,466
秋田県	2,142	-419	1,723	奈良県	3,139	-606	2,532
山形県	2,586	-500	2,087	和歌山県	2,198	-424	1,775
福島県	4,694	-906	3,788	鳥取県	1,352	-260	1,092
茨城県	7,920	-1,510	6,410	島根県	1,678	-320	1,359
栃木県	5,362	-1,022	4,339	岡山県	4,965	-942	4,024
群馬県	5,304	-1,009	4,294	広島県	7,437	-1,414	6,024
埼玉県	21,772	-4,106	17,666	山口県	3,215	-617	2,598
千葉県	18,465	-3,464	15,001	徳島県	1,712	-331	1,381
東京都	45,936	-8,524	37,412	香川県	2,451	-467	1,984
神奈川県	27,607	-5,188	22,419	愛媛県	3,260	-625	2,634
新潟県	5,447	-1,045	4,402	高知県	1,596	-309	1,287
富山県	2,656	-505	2,151	福岡県	14,024	-2,645	11,379
石川県	2,999	-570	2,429	佐賀県	2,011	-384	1,627
福井県	1,989	-378	1,611	長崎県	2,956	-573	2,383
山梨県	2,105	-404	1,702	熊本県	4,299	-820	3,479
長野県	5,303	-1,013	4,291	大分県	2,770	-528	2,242
岐阜県	5,098	-976	4,122	宮崎県	2,561	-490	2,071
静岡県	9,798	-1,867	7,931	鹿児島県	3,718	-714	3,005
愛知県	22,396	-4,224	18,172	沖縄県	4,212	-792	3,420
三重県	4,717	-900	3,818	合計	348,477	-66,030	282,446

(出典) 当研究所にて作成

(3) 廃業

次に廃業企業数の推計を行う。先行研究においては、既存企業が経営者の高齢化に伴い、事業承継されずに廃業する企業数の推計を行っており、現経営者の廃業意向に関する情報は、2015（平成 27）年に日本政策金融公庫総合研究所が調査した「中小企業の事業承継に関するインターネット調査」を利用している。本調査研究では 2023（令和 5）年に実施された同調査²⁶を利用し、廃業企業数を以下の順序で推計する。

$$\text{経営者の年代別企業数} = \text{既存企業数（中分類）} \times \text{経営者の年代別構成比}$$

※数値はともに都道府県ごとの値



$$\text{経営者の年代別廃業予定企業数} = \text{経営者の年代別企業数} \times \text{経営者の年代別廃業企業割合}$$

※数値は都道府県ごとの値

※数値は全産業の全国値



$$\text{廃業予定企業数} = \text{経営者の年代別廃業予定企業数} \times \text{経営者の年代別廃業予定時期の構成比}$$

※数値は都道府県ごとの値

※数値は全国値

先行研究では、従業員数 300 人以上の企業は、経営者の高齢化が原因で廃業することはないという現実的な仮定を置き、除外している²⁷。本調査研究でも従業員数 299 人までの個人および企業を対象に推計を行っている。なお、経済センサス（426,121 社）においては、300 人以上の企業は総合工事業では 306 社、職別工事業は 40 社、設備工事業は 223 社となっている。

同調査の 2015（平成 27）年と 2023（令和 5）年とでは調査結果の公表内容に異なる点があり、先行研究の推計手法の一部が再現できていない。先行研究では一度事業承継された企業の経営者が高齢化に伴い、推計期間中に廃業するケースも想定しているが、推計するに当たって必要となるデータの記載が同調査にないため、本調査研究では除外している。また、同調査の 2015（平成 27）年では経営組織を個人と法人とに分けて公表していたが、2023（令和 5）年

²⁶ 日本政策金融公庫総合研究所. 「中小企業の事業承継に関するインターネット調査」

< https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/sme_findings160201.pdf >

日本政策金融公庫総合研究所. 「中小企業の事業承継に関するインターネット調査（2023 年調査）」

< https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/sme_findings230323_1.pdf >

²⁷ 企業共済協会が公開している「企業倒産調査」でも、2013 年～2022 年の倒産件数 87,663 社のうち、従業員規模 300 人以上の企業の倒産件数は 31 社（0.04%）となっている。なお従業員規模不明の企業 249 社は除外している。

ではその分類がされていないため、廃業企業数の推計が先行研究の手法とは異なっている。

① 経営者の年代別廃業企業数の推計

(a) 使用データ：帝国データバンク「経営者の年代別構成比（建設業）」

既存企業における経営者の年齢分布がどうなっているのかを確認するため、帝国データバンクの COSMOS2 のデータを利用した²⁸。建設業全体の構成比としては 29 歳以下が最も低く、0.2%となっている。その他の年代は、30 代 2.3%、40 代 15.2%、50 代 30.1%、60 代 26.2%、70 代以上 26.0%となっており、60 代以上の経営者が 50%強を占めている。なお、「中小企業の事業承継に関するインターネット調査」における区分と一致させるため、29 歳以下と 30 代を統合し、39 歳以下として再集計している。この都道府県ごとの年代別構成比を企業数（都道府県ごと）に乘じ、経営者の年代別企業数を推計する。推計イメージを図表 36 に示す。

図表36 経営者の年代別構成推計のイメージ

都道府県	経営者の年代構成比(建設業)					
	39歳以下	40代	50代	60代	70歳以上	計
北海道	1.9%	14.1%	26.1%	29.4%	28.6%	100.0%
青森県	2.2%	13.1%	23.3%	28.8%	32.6%	100.0%
岩手県	2.3%	13.9%	22.8%	28.2%	32.8%	100.0%
宮城県	3.1%	17.8%	25.8%	26.1%	27.2%	100.0%
秋田県	1.4%	12.7%	21.0%	29.7%	35.1%	100.0%
⋮						
沖縄県	2.8%	13.6%	23.2%	36.2%	24.3%	100.0%

↓

都道府県	企業数	経営者の年代別企業数(建設業)					計
		39歳以下	40代	50代	60代	70歳以上	
北海道	7,921	147	1,117	2,064	2,327	2,265	7,921
青森県	2,443	53	320	569	703	797	2,443
岩手県	2,195	51	304	501	619	719	2,195
宮城県	3,483	107	619	899	909	948	3,483
秋田県	1,929	28	246	405	573	678	1,929
⋮							
沖縄県	1,735	48	236	402	628	421	1,735
合計	181,813	4,369	27,756	54,198	47,817	47,673	181,813

単位：社

(出典) 帝国データバンク「経営者の年代別構成比（建設業）」を基に当研究所にて作成

(注) 従業員数 300 人以上の企業は除外している

²⁸ 帝国データバンクから取得したデータは、経営者の年代区分が都道府県ごとに 29 歳以下、30 代、40 代、50 代、60 代、70 歳以上といった区分で経営者の数を整理している。

(b) 使用データ：日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査（2023年調査）」

「中小企業の事業承継に関するインターネット調査（2023年調査）」は、中小企業の事業承継の見通しの把握と、後継者の決定状況別に中小企業の実態を明らかにし、今後の課題について検討するために実施されており、過去2回（2015（平成27）年、2019（令和元）年）同様の調査が行われている。アンケート調査では事業承継に関する意向を、「決定企業」、「未定企業」、「廃業予定企業」、「時期尚早企業」に類型化し、経営組織別や経営者の年代、従業員規模といった切り口で分析を行っている。なお、本調査研究では「経営者の年代別廃業企業割合」と、「（廃業予定と答えた企業の）廃業予定時期」のデータを廃業企業数推計に利用しているが、同調査は建設業に限らず、全産業を対象に行われているため、その点は留意が必要である。

まず、経営者の年代別廃業企業割合について図表37に示す。なお、構成比を算出するに当たっては先行研究では「廃業予定企業」だけでなく、「未定企業」のうち、「後継者にしたい人材はいるが本人が承諾していない」、「現在後継者を探している」との回答は廃業見込みが高いと判断し、現経営者の代で廃業するとみなしている²⁹。

図表37 年代別廃業企業構成比

類型	アンケートの回答による定義	39歳以下	40代	50代	60代	70歳以上	合計
決定企業	後継者は決まっている（後継者本人も承諾している）	8.5%	6.2%	6.9%	11.2%	13.5%	10.5%
未定企業	後継者にしたい人材はいるが、本人が承諾していない	3.1%	3.2%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%
	後継者にしたい人材はいるが、本人がまだ若い	4.5%	4.7%	4.8%	4.9%	4.8%	4.8%
	後継者の候補が複数おり誰を選ぶかまだ決めかねている	2.7%	2.8%	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%
	現在後継者を探している	7.3%	7.5%	7.8%	7.8%	7.7%	7.7%
	その他	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%
廃業予定企業	自分の代で事業をやめるつもりである	20.1%	39.8%	51.0%	62.1%	64.6%	57.5%
時期尚早企業	自分がまだ若いので今は決める必要がない	52.5%	34.5%	21.9%	6.5%	2.0%	12.0%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

経営者の年代別廃業企業割合	39歳以下	40代	50代	60代	70歳以上	合計
	64.2%	77.2%	79.6%	78.3%	77.1%	77.8%

（出典）日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査（2023年調査）」を基に当研究所にて作成

（注）アンケート回答内容を再集計して作成

（注）類型の未定企業のうち、「後継者にしたい人材はいるが本人が承諾していない」、「現在後継者を探している」との回答も廃業予定企業数とみなし、経営者の年代別廃業企業割合を算出している

（注）「時期尚早企業」は廃業割合を算出するに分母には含めない

²⁹ 「時期尚早企業」は、年代別廃業企業割合を算出する分母には含めていない。

次に「廃業予定時期」について、廃業予定と答えた企業が「何歳くらいまで現在の事業を経営したいと思いますか。」という設問で答えた年齢から、現在の年齢を引いた年数を廃業予定時期として構成比を分類したところ、「5年以内 49.6%」、「6～10年以内 27.7%」、「11～15年後 10.8%」、「16～20年後 6.2%」、「21年後以降 5.7%」となっている。この結果、廃業予定企業のうち、94.3%が本調査研究の推計期間である20年以内に廃業することを見込んでいる状況となっている。

(c) 廃業企業数

(a) および (b) 記載の作業を中分類ごとに全都道府県で行った結果、2040年までの廃業企業は264,741社と推計され、内訳は総合工事業113,162社、職別工事業86,471社、設備工事業65,108社となった(図表38)。推計結果は既存企業の約60%程度が廃業する見込みとなるが、経営者の高齢化に起因していると考えられる。

図表38 廃業企業数の推計結果

単位：社

経済センサス	総合工事業		職別工事業		設備工事業		合計	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
純創業企業数 (+)	120,714		92,156		69,576		282,446	
廃業企業数 (-)	-113,162		-86,471		-65,108		-264,741	

単位：社

都道府県	2040年までの廃業企業数				都道府県	2040年までの廃業企業数			
	総合工事業	職別工事業	設備工事業	合計		総合工事業	職別工事業	設備工事業	合計
北海道	-5,003	-4,048	-2,719	-11,769	滋賀県	-1,438	-863	-652	-2,953
青森県	-1,554	-974	-661	-3,188	京都府	-2,394	-1,341	-1,115	-4,850
岩手県	-1,393	-867	-591	-2,850	大阪府	-5,733	-4,313	-4,368	-14,414
宮城県	-2,155	-1,805	-1,286	-5,246	兵庫県	-4,330	-2,440	-2,340	-9,109
秋田県	-1,241	-988	-569	-2,797	奈良県	-1,184	-444	-385	-2,012
山形県	-1,483	-1,234	-593	-3,310	和歌山県	-1,224	-668	-539	-2,431
福島県	-2,494	-1,796	-1,214	-5,503	鳥取県	-600	-389	-233	-1,222
茨城県	-3,475	-2,627	-1,800	-7,901	島根県	-884	-669	-291	-1,843
栃木県	-2,169	-1,614	-1,146	-4,928	岡山県	-1,984	-1,371	-1,039	-4,393
群馬県	-2,457	-1,720	-1,180	-5,356	広島県	-2,544	-2,044	-1,437	-6,025
埼玉県	-5,183	-5,236	-3,627	-14,045	山口県	-1,371	-959	-821	-3,150
千葉県	-4,250	-3,766	-2,791	-10,806	徳島県	-1,003	-459	-389	-1,851
東京都	-7,315	-8,409	-6,405	-22,129	香川県	-1,032	-659	-558	-2,248
神奈川県	-5,902	-5,578	-4,383	-15,862	愛媛県	-1,489	-943	-861	-3,293
新潟県	-2,959	-2,488	-1,394	-6,840	高知県	-926	-411	-358	-1,694
富山県	-1,196	-1,047	-721	-2,964	福岡県	-4,831	-2,993	-2,642	-10,465
石川県	-1,350	-1,036	-717	-3,103	佐賀県	-914	-601	-381	-1,896
福井県	-1,081	-796	-610	-2,487	長崎県	-1,462	-925	-678	-3,064
山梨県	-1,164	-729	-526	-2,418	熊本県	-2,121	-1,096	-861	-4,078
長野県	-2,841	-1,916	-1,203	-5,960	大分県	-1,294	-780	-626	-2,699
岐阜県	-2,524	-1,786	-1,126	-5,435	宮崎県	-1,354	-813	-586	-2,752
静岡県	-3,817	-3,096	-2,223	-9,136	鹿児島県	-1,821	-960	-763	-3,544
愛知県	-5,273	-4,889	-4,065	-14,226	沖縄県	-1,095	-708	-680	-2,482
三重県	-1,866	-1,191	-967	-4,023	合計	-113,162	-86,471	-65,108	-264,741

(出典) 当研究所にて作成

(4) 倒産

最後に倒産企業数の推計を行う。先行研究では、倒産企業数の多寡は景気によって上下するが、景気変動を予測することは困難であるとし、簡便的な方法で倒産企業割合を算出している。倒産企業割合を推計し、前期末の企業のうち一定割合の企業が当期に倒産するという仮定を置き、倒産企業数を以下のとおり推計している。

$$\text{倒産企業割合} = \text{倒産企業数 (企業倒産年報)} \div \text{既存企業数}$$

※数値はともに都道府県ごとの値



$$\text{当期の倒産企業数} = \text{前期末の企業数} \times \text{倒産企業割合}$$

※数値はともに都道府県ごとの値

① 倒産企業数の推計

(a) 使用データ：一般財団法人企業共済協会「企業倒産年報³⁰」

「企業倒産年報」は、産業別（建設業、製造業、卸売業、小売業、飲食業、その他）に倒産件数が整理されている。倒産企業割合を算出するに当たっては、分子となる倒産企業数は2016（平成28）年～2020（令和2）年の平均値とし、分母となる既存企業数は経済センサスを使用する。なお、2021（令和3）年以降は、純創業企業、廃業企業、倒産企業の加減を行い、既存企業の数値を毎年更新したうえで倒産企業割合を乗じている。倒産企業割合の全国値は0.36%となり、全国値を超えた都道府県別は、13都府県（埼玉県、東京都、神奈川県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、福岡県）となった。中でも福井県（1.33%）と岐阜県（1.31%）のみ1%を超えているが、この理由は把握できなかった。

(b) 倒産企業数

中分類ごとに全都道府県で作業を行った結果、2040年までの倒産企業は29,839社と推計され、内訳は総合工事業12,673社、職別工事業9,708社、設備工事業7,458社となった（図表39）。

³⁰ 倒産は、①銀行取引停止処分ならびに破産、②再生手続、③更生手続開始、④特別清算開始の申立て、⑤これらによらない内整理等により事実上倒産した場合と定義されている。

図表39 倒産企業数の推計結果

単位：社

都道府県	2040年までの倒産企業数				都道府県	2040年までの倒産企業数			
	総合工事業	職別工事業	設備工事業	合計		総合工事業	職別工事業	設備工事業	合計
北海道	-372	-293	-207	-873	滋賀県	-197	-132	-100	-429
青森県	-66	-45	-32	-143	京都府	-406	-263	-208	-877
岩手県	-77	-52	-37	-167	大阪府	-1,631	-1,233	-1,084	-3,948
宮城県	-213	-171	-126	-510	兵庫県	-722	-474	-403	-1,599
秋田県	-72	-57	-36	-165	奈良県	-173	-94	-75	-341
山形県	-58	-47	-27	-132	和歌山県	-130	-80	-63	-274
福島県	-115	-84	-59	-258	鳥取県	-39	-27	-18	-84
茨城県	-221	-168	-119	-508	島根県	-33	-25	-14	-71
栃木県	-156	-117	-86	-359	岡山県	-133	-95	-72	-300
群馬県	-103	-74	-53	-230	広島県	-301	-237	-172	-710
埼玉県	-705	-621	-448	-1,773	山口県	-121	-87	-71	-280
千葉県	-555	-455	-341	-1,351	徳島県	-63	-35	-28	-126
東京都	-1,597	-1,445	-1,104	-4,145	香川県	-55	-38	-30	-123
神奈川県	-1,006	-849	-655	-2,510	愛媛県	-59	-40	-34	-133
新潟県	-131	-106	-66	-303	高知県	-43	-24	-19	-86
富山県	-79	-66	-47	-191	福岡県	-571	-389	-320	-1,280
石川県	-105	-80	-58	-243	佐賀県	-49	-34	-24	-107
福井県	-332	-247	-188	-768	長崎県	-64	-43	-32	-139
山梨県	-93	-62	-46	-201	熊本県	-97	-58	-45	-200
長野県	-135	-95	-64	-295	大分県	-71	-47	-37	-156
岐阜県	-806	-586	-396	-1,788	宮崎県	-43	-28	-21	-93
静岡県	-133	-105	-77	-314	鹿児島県	-133	-81	-63	-276
愛知県	-217	-183	-146	-545	沖縄県	-95	-67	-57	-219
三重県	-97	-67	-53	-217	合計	-12,673	-9,708	-7,458	-29,839

(出典) 当研究所にて作成

(5) 建設企業の将来推計のまとめ

創業企業数、廃業企業数、倒産企業数を推計してきたが、結果を図表 40 に示す。2040 年に存続している企業は 413,987 社 (▲12,134 社、▲2.8%)³¹ となった。内訳は総合工事業 176,998 社 (▲5,121 社)、職別工事業 135,011 社 (▲4,023 社)、設備工事業 101,978 社 (▲2,990 社) となり、令和 3 年経済センサスの既存企業数よりも減少する結果となった。

創業企業数の推計では、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」のデータを使用していることから、2040 年までの推計人口が影響した。図表 31 に示した創業者比率が高い年代 (30～39 歳、40～49 歳、50～59 歳) の減少が比較的緩やかな都道府県においては、創業企業数が積み上がる結果となった。都道府県ごとの特徴として、経済センサスで把握できる建設企業数と純創業企業数の上位 5 都道府県は一致し、下位 5 都道府県は 43 位が異なっているが、44 位～47 位は一致した。既存企業数が多い都道府県と純創業企業数には、関連性があると類推され、このことから人口規模は創業に影響を与えていることを示唆している。

³¹ 括弧内は経済センサスからの減少数と減少率を示す。

第2章 建設産業の現状と課題

上位5都道府県

経済センサス		純創業企業数	
都道府県名	企業数	都道府県名	企業数
1 東京都	44,078	1 東京都	37,412
2 大阪府	41,046	2 大阪府	22,419
3 神奈川県	29,070	3 神奈川県	19,733
4 愛知県	27,747	4 愛知県	18,172
5 埼玉県	24,364	5 埼玉県	17,666

下位5都道府県

経済センサス		純創業企業数	
都道府県名	企業数	都道府県名	企業数
43 佐賀県	3,010	43 福井県	1,611
44 徳島県	2,974	44 徳島県	1,381
45 島根県	2,927	45 島根県	1,359
46 高知県	2,629	46 高知県	1,287
47 鳥取県	1,956	47 鳥取県	1,092

次に廃業企業数の推計では、日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査（2023年調査）」から、全産業の数字ではあるが多くの企業が廃業意向を持っていることがわかった。より実態に即した推計には、建設業のみを対象とした廃業意向調査（法人・個人別、企業規模、従業員規模、経営者の年代等）が今後必要と思われる。

最後に倒産企業数推計は、一般財団法人企業共済協会「企業倒産年報」を使用し倒産企業割合を推計したが、倒産件数は今後の市場環境に大きく左右されるため、留意が必要である。建設業倒産件数は近年増加の傾向がみられることから今後、注視が必要である。また、倒産要因を分析することも今後の倒産件数を推計するに当たって有用と思われる。

将来推計を行った結果、建設企業数減少は廃業企業の多さが大きな要因といえる。既存企業や今後創業される企業をいかに、建設業界に繋ぎとめるかが今後の建設業界の持続的な発展には肝要である。企業経営者が廃業を選択するに当たっては、経営状態の悪化や経営者の高齢化、事業承継の成否、人手不足など企業ごとに要因が異なるため、一様に対策を講ずることはできないが、廃業を企業存続へと繋げる施策や援助の必要性は今後高まっていくことが予想される。

図表40 建設企業数の将来推計結果

	総合工事業	職別工事業	設備工事業	合計
経済センサス	182,119	139,034	104,968	426,121
純創企業数 (+)	120,714	92,156	69,576	282,446
廃業企業数 (-)	-113,162	-86,471	-65,108	-264,741
倒産企業数 (-)	-12,673	-9,708	-7,458	-29,839
2040年存続企業数	176,998	135,011	101,978	413,987
対経済センサス (対令和3年) 増減	-5,121	-4,023	-2,990	-12,134

総合工事業・職別工事業・設備工事業

都道府県	2040年時点存続企業					対既存企業数	
	既存企業数	純創企業数	廃業企業数	倒産企業数	合計	増減数	増減率
北海道	18,653	10,620	-11,769	-873	16,631	-2,022	-10.8%
青森県	5,012	2,312	-3,188	-143	3,993	-1,019	-20.3%
岩手県	4,497	2,363	-2,850	-167	3,843	-654	-14.5%
宮城県	8,492	5,105	-5,246	-510	7,841	-651	-7.7%
秋田県	4,350	1,723	-2,797	-165	3,111	-1,239	-28.5%
山形県	5,232	2,087	-3,310	-132	3,877	-1,355	-25.9%
福島県	8,763	3,788	-5,503	-258	6,789	-1,974	-22.5%
茨城県	12,591	6,410	-7,901	-508	10,592	-1,999	-15.9%
栃木県	7,912	4,339	-4,928	-359	6,964	-948	-12.0%
群馬県	8,623	4,294	-5,356	-230	7,331	-1,292	-15.0%
埼玉県	22,694	17,666	-14,045	-1,773	24,542	1,848	8.1%
千葉県	17,536	15,001	-10,806	-1,351	20,380	2,844	16.2%
東京都	35,682	37,412	-22,129	-4,145	46,819	11,137	31.2%
神奈川県	25,612	22,419	-15,862	-2,510	29,659	4,047	15.8%
新潟県	10,816	4,402	-6,840	-303	8,075	-2,741	-25.3%
富山県	4,843	2,151	-2,964	-191	3,839	-1,004	-20.7%
石川県	5,046	2,429	-3,103	-243	4,130	-916	-18.2%
福井県	3,997	1,611	-2,487	-768	2,353	-1,644	-41.1%
山梨県	3,866	1,702	-2,418	-201	2,949	-917	-23.7%
長野県	9,509	4,291	-5,960	-295	7,546	-1,963	-20.6%
岐阜県	8,854	4,122	-5,435	-1,788	5,753	-3,101	-35.0%
静岡県	14,593	7,931	-9,136	-314	13,075	-1,518	-10.4%
愛知県	23,286	18,172	-14,226	-545	26,687	3,401	14.6%
三重県	6,595	3,818	-4,023	-217	6,174	-421	-6.4%
滋賀県	4,759	3,265	-2,953	-429	4,643	-116	-2.4%
京都府	7,784	5,521	-4,850	-877	7,579	-205	-2.6%
大阪府	23,640	19,733	-14,414	-3,948	25,011	1,371	5.8%
兵庫県	14,662	11,466	-9,109	-1,599	15,420	758	5.2%
奈良県	3,167	2,532	-2,012	-341	3,346	179	5.7%
和歌山県	3,840	1,775	-2,431	-274	2,910	-930	-24.2%
鳥取県	1,956	1,092	-1,222	-84	1,743	-213	-10.9%
島根県	2,927	1,359	-1,843	-71	2,372	-555	-19.0%
岡山県	7,215	4,024	-4,393	-300	6,547	-668	-9.3%
広島県	9,779	6,024	-6,025	-710	9,068	-711	-7.3%
山口県	5,082	2,598	-3,150	-280	4,250	-832	-16.4%
徳島県	2,974	1,381	-1,851	-126	2,378	-596	-20.0%
香川県	3,662	1,984	-2,248	-123	3,275	-387	-10.6%
愛媛県	5,285	2,634	-3,293	-133	4,494	-791	-15.0%
高知県	2,629	1,287	-1,694	-86	2,136	-493	-18.7%
福岡県	16,829	11,379	-10,465	-1,280	16,463	-366	-2.2%
佐賀県	3,010	1,627	-1,896	-107	2,634	-376	-12.5%
長崎県	4,854	2,383	-3,064	-139	4,034	-820	-16.9%
熊本県	6,577	3,479	-4,078	-200	5,778	-799	-12.2%
大分県	4,404	2,242	-2,699	-156	3,791	-613	-13.9%
宮崎県	4,414	2,071	-2,752	-93	3,641	-773	-17.5%
鹿児島県	5,682	3,005	-3,544	-276	4,867	-815	-14.3%
沖縄県	3,936	3,420	-2,482	-219	4,655	719	18.3%
合計	426,121	282,446	-264,740	-29,839	413,987	-12,134	-2.8%

(出典) 当研究所にて作成

8. 建設企業数増減の考察

(1) 建設企業数増減の分析

都道府県別や人口規模別、地域特性別に企業数増減を整理したうえで、将来推計を行ったが、建設企業数減少の傾向がみられる。平成28年調査から法人は企業数が25,759社(8.9%)増加、個人は31,233社(▲22.0%)減少となったが、結果は対照的である。ここで減少した個人に分類されている企業すべてが建設業界から撤退したのかを確認するため、個人に注目して分析を行う。

まず、平成28年調査から令和3年調査にかけての個人の減少は、特異なものなのか考察するために、国土交通省「建設業許可業者数調査」の資本金階層別業者数の推移から傾向を確認する(図表41)³²。

個人は最多だった1990(平成2)年度の193,441業者から徐々に減っていき、2021(令和3)年度には70,920業者(▲63.0%)となっている。2023(令和5)年度には67,780業者となっており、減少傾向は続いているといえる。

「200万円未満」は、個人と同じく1990(平成2)年度の40,673業者が最多となっている。その後、2002(平成14)年度に642業者まで減少するが、翌年2003(平成15)年度には754業者と増加に転じ、それ以降は増加が続いている。2021(令和3)年度には25,488業者となり、2023(令和5)年度は30,012社と増加傾向にあるといえる。

「200万円以上500万円未満」は、2004(平成16)年度の130,575業者が最多となっており、2021(令和3)年度には109,835業者まで減少しているが、2022(令和4)年度は109,216業者、2023(令和5)年度は109,706業者と一時的に減少が落ち着いている。

「500万円以上1,000万円未満」は、2021(令和3)年度で89,525業者となっている。2023(令和5)年度には93,843業者まで増加している。2011(平成23)年度から増加傾向が続いている。

「1,000万円以上5,000万円未満」は、1999(平成11)年度の229,931業者が最多となっており、2021(令和3)年度は161,883業者まで減少しており、2023(令和5)年度には160,270業者と減少傾向が続いている。

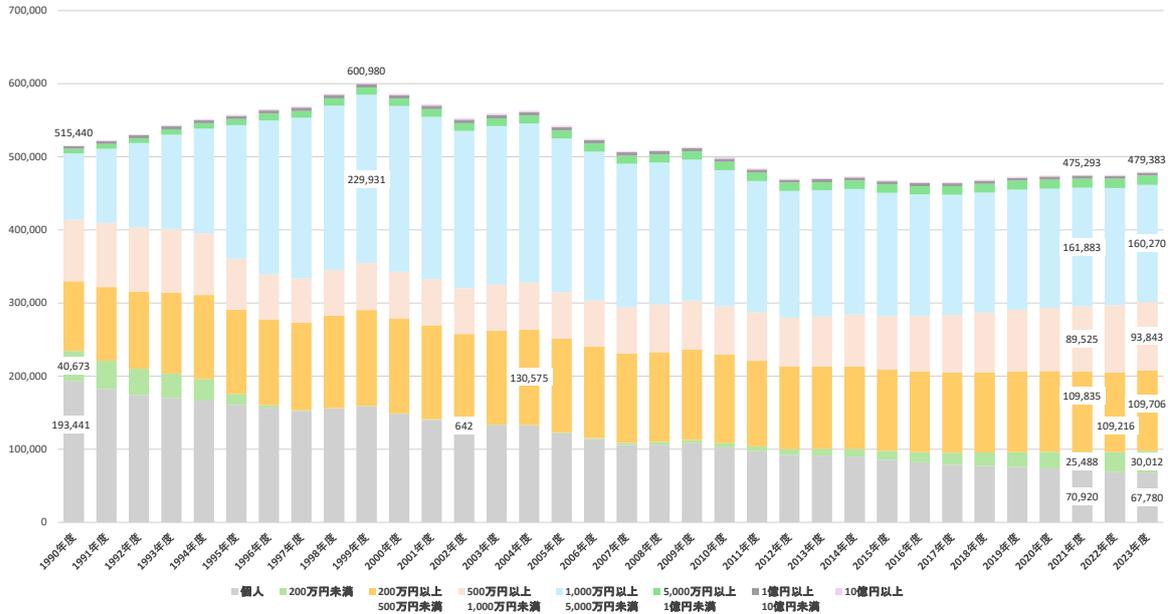
「5,000万円以上1億円未満」、「1億円以上10億円未満」、「10億円以上」の業者数は大きな変動はみられない。

以上より、建設業許可業者数から個人の減少傾向がみてとれることから、経済センサスにおける平成28年調査から令和3年調査にかけての個人の減少は特異なものではないことがわかる。その一方、比較的小規模の法人である「200万円未満」、「500万円以上1,000万円未満」の業者数は増加傾向、「200万円以上500万円未満」の業者数は横ばいという傾向がわかった。

³² 経年での傾向を確認するため、国土交通省「建設業許可業者数調査」を使用する。

また法人の内訳は、「1,000万円以上 5,000万円未満」の業者数が全体に占める割合が下がり（1999（平成11）年 38.2%→2021（令和3）年 34.0%）、それよりも資本金階層が小規模な法人が増加している。

図表41 資本金階層別業者数の推移（1990～2021年度）



（出典）国土交通省「建設業許可業者数調査」を基に当研究所にて作成

次に、常用雇用者規模別の企業数増減を図表42に示す。個人には一人親方だけでなく、個人事業主として事業を営み、従業員を雇用しているケースも想定されるが、比較的少人数の組織といえることから常用雇用者規模別の比較から確認する。増減の算出は、令和3年調査から平成28年調査の企業数を引いている。

個人の常用雇用者規模「0～4人」の企業減少数▲29,266社が個人減少数全体▲31,233社に占める割合の93.7%となっており、「5～9人」、「10～19人」、「20～29人」、「30～49人」規模も減少している。その一方、法人の常用雇用者規模「0～4人」では21,188社（+9.0%）増加している。総合工事業・職別工事業・設備工事業すべて同じ傾向にあり、平成28年調査から令和3年調査にかけて個人は大きく企業数が減少しているが、法人の同じ常用雇用者規模の企業数は増加している。このことは全ての個人が事業から撤退しているのではなく、個人の一部は法人化し事業を継続している可能性がある。

第2章 建設産業の現状と課題

図表42 企業数増減（常用雇用者規模別×都道府県別）

総合工事業、職別工事業、設備工事業（法人）

都道府県	常用雇用者規模											合計
	0～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300～999人	1,000～1,999人	2,000～4,999人	5,000人以上	
北海道	559	-5	85	-7	60	47	2	2	-2	0	0	741
青森県	134	30	-5	10	-11	12	-3	0	0	0	0	167
岩手県	154	2	-30	-29	4	4	-3	2	0	0	0	104
宮城県	517	69	30	12	-18	3	8	-1	1	0	0	621
秋田県	79	6	-39	-12	4	-3	1	0	0	0	0	36
山形県	107	-21	-7	-3	-15	12	0	0	0	0	0	73
福島県	394	57	-29	-4	21	10	13	0	0	0	0	462
茨城県	335	-89	47	-19	22	8	-2	-1	0	0	0	301
栃木県	128	-54	29	-19	-1	6	-3	-1	0	0	0	85
群馬県	275	-88	-1	-14	17	8	3	0	-1	1	0	200
埼玉県	1,260	5	146	65	44	-1	1	1	1	-1	0	1,521
千葉県	1,061	113	153	26	43	22	4	0	0	0	0	1,422
東京都	2,081	269	280	124	61	59	41	-6	9	-2	2	2,918
神奈川県	1,715	142	228	53	74	12	11	-3	1	0	0	2,233
新潟県	239	-51	-68	-9	0	-4	1	2	0	0	0	110
富山県	205	-48	-27	10	-4	8	4	-1	0	0	0	147
石川県	136	3	2	-12	-6	12	5	-1	0	0	0	139
福井県	151	-28	23	-21	8	7	4	0	0	0	0	144
山梨県	86	14	-26	15	10	-2	0	0	0	0	0	97
長野県	74	-46	-30	9	-3	1	6	1	0	0	0	12
岐阜県	346	-15	23	-22	17	13	2	3	0	0	0	367
静岡県	363	-76	-16	27	6	12	5	1	0	0	0	322
愛知県	1,372	103	77	35	38	0	4	8	0	0	-1	1,636
三重県	299	42	-13	16	14	9	-1	1	0	0	0	367
滋賀県	218	-48	34	13	4	2	1	0	0	0	0	224
京都府	588	52	61	28	-2	-5	3	0	0	0	0	725
大阪府	2,068	420	279	47	56	27	17	17	4	-2	1	2,934
兵庫県	925	45	-8	36	18	8	2	3	0	0	0	1,029
奈良県	234	30	8	1	3	3	-1	0	0	0	0	278
和歌山県	218	38	11	2	-1	-1	-2	1	0	0	0	266
鳥取県	72	11	-8	8	-6	6	1	0	0	0	0	84
島根県	65	-12	-34	2	-9	15	-2	0	0	0	0	25
岡山県	487	50	49	8	1	8	10	1	0	0	0	614
広島県	557	21	65	24	8	19	2	1	1	0	0	698
山口県	278	-65	16	13	4	2	8	-2	0	0	0	254
徳島県	100	-26	28	7	-5	5	0	0	0	0	0	109
香川県	145	8	2	-6	3	-1	1	-1	0	0	0	151
愛媛県	266	-7	27	1	8	-1	3	-1	0	0	0	296
高知県	92	-13	4	2	3	-1	2	1	0	0	0	90
福岡県	1,202	181	170	34	35	24	3	1	-1	0	0	1,649
佐賀県	107	54	6	11	13	6	-1	0	0	0	0	196
長崎県	189	34	21	21	24	-2	-2	-1	0	0	0	284
熊本県	494	30	-1	24	16	9	1	2	0	0	0	575
大分県	271	22	-5	24	2	0	3	0	0	0	0	317
宮崎県	126	-3	-3	-2	7	4	-5	2	0	0	0	126
鹿児島県	210	-23	-23	11	10	10	2	1	0	0	0	198
沖縄県	206	68	65	25	29	8	9	2	0	0	0	412
合計	21,188	1,201	1,596	565	606	400	158	34	13	-4	2	25,759

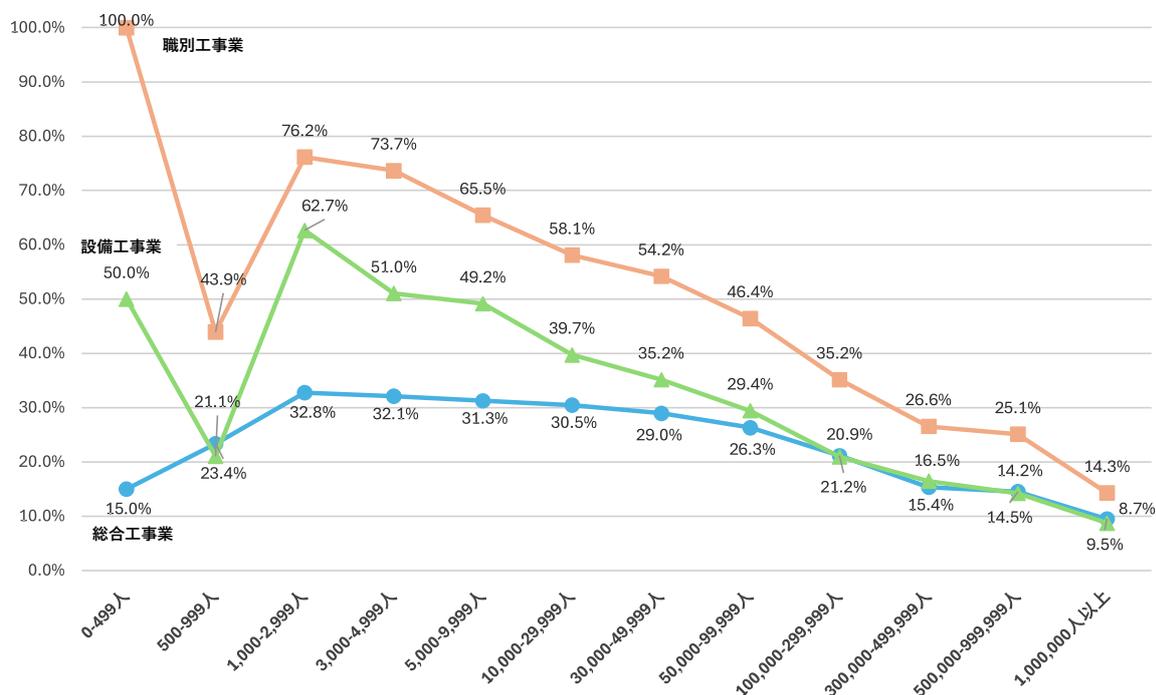
総合工事業、職別工事業、設備工事業（個人）

都道府県	常用雇用者規模											合計
	0～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300～999人	1,000～1,999人	2,000～4,999人	5,000人以上	
北海道	-551	-39	-8	0	0	0	0	0	0	0	0	-598
青森県	-209	-52	-10	0	-1	0	0	0	0	0	0	-272
岩手県	-340	-78	-12	1	0	0	0	0	0	0	0	-429
宮城県	-534	-61	-2	-1	0	0	0	0	0	0	0	-598
秋田県	-506	-43	-4	-1	0	0	0	0	0	0	0	-554
山形県	-516	-26	-6	-1	0	0	0	0	0	0	0	-549
福島県	-653	-30	-2	-1	0	0	0	0	0	0	0	-686
茨城県	-1,163	-62	-3	0	0	0	0	0	0	0	0	-1,228
栃木県	-831	-16	2	0	0	0	0	0	0	0	0	-845
群馬県	-927	-29	-4	0	0	0	0	0	0	0	0	-960
埼玉県	-1,546	-35	-5	-1	-1	0	0	0	0	0	0	-1,588
千葉県	-1,114	-51	-1	-1	0	0	0	0	0	0	0	-1,167
東京都	-1,486	-38	-4	-1	0	0	0	0	0	0	0	-1,529
神奈川県	-945	-44	1	0	0	0	0	0	0	0	0	-988
新潟県	-1,144	-71	-6	-1	0	0	0	0	0	0	0	-1,222
富山県	-454	-49	-5	0	-1	0	0	0	0	0	0	-509
石川県	-474	-18	-2	-1	0	0	0	0	0	0	0	-495
福井県	-298	-23	2	1	-1	0	0	0	0	0	0	-319
山梨県	-317	-21	-4	0	0	0	0	0	0	0	0	-342
長野県	-1,094	-38	-4	0	0	0	0	0	0	0	0	-1,136
岐阜県	-789	-41	1	0	0	0	0	0	0	0	0	-829
静岡県	-1,386	-41	-5	-1	-1	0	0	0	0	0	0	-1,434
愛知県	-1,473	-74	-6	-1	0	0	0	0	0	0	0	-1,554
三重県	-755	-31	-4	-1	0	0	0	0	0	0	0	-791
滋賀県	-641	-22	-4	2	-1	0	0	0	0	0	0	-666
京都府	-610	-38	-5	0	0	0	0	0	0	0	0	-653
大阪府	-763	-75	-19	-7	-2	1	0	0	0	0	0	-865
兵庫県	-1,009	-95	-15	0	1	0	0	0	0	0	0	-1,118
奈良県	-341	-23	-3	0	0	0	0	0	0	0	0	-367
和歌山県	-266	-18	-10	-1	0	0	0	0	0	0	0	-295
鳥取県	-146	-10	-2	1	0	0	0	0	0	0	0	-157
島根県	-359	-28	-3	0	0	0	0	0	0	0	0	-390
岡山県	-361	-18	-1	0	-2	0	0	0	0	0	0	-382
広島県	-635	-21	-5	0	0	0	0	0	0	0	0	-661
山口県	-534	-29	1	0	0	0	0	0	0	0	0	-562
徳島県	-162	-14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-176
香川県	-257	-12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-269
愛媛県	-410	-21	-2	0	0	0	0	0	0	0	0	-433
高知県	-207	-15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-222
福岡県	-956	-92	-7	2	0	0	0	0	0	0	0	-1,053
佐賀県	-289	-23	-2	-2	0	0	0	0	0	0	0	-316
長崎県	-283	-20	-5	0	0	0	0	0	0	0	0	-308
熊本県	-442	-24	-3	0	0	0	0	0	0	0	0	-469
大分県	-300	-15	-3	0	0	0	0	0	0	0	0	-318
宮崎県	-391	-20	-2	0	0	0	0	0	0	0	0	-413
鹿児島県	-379	-30	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	-410
沖縄県	-20	-73	-16	2	-1	0	0	0	0	0	0	-108
合計	-29,266	-1,747	-198	-13	-10	1	0	0	0	0	0	-31,233

（出典）総務省・経済産業省「平成28年、令和3年経済センサス活動調査結果」を基に当研究所にて作成

前述のとおり、個人の一定数が法人化している可能性はあるものの、高齢化や人手不足、後継者問題などを理由に廃業や解散を選択する企業は、様々な調査から今後増えていく見込みである。その潮流の中で個人の割合が高い地域は撤退によって、地域の需要に応えられないケースが生じることが予想されることから、図表43に人口規模別に個人が占める割合を示す。3工事業の共通点としては、人口規模「1,000～2,999人」の市町村で個人の占める割合が高く、人口規模が大きくなるにつれ、個人の占める割合は低下している。また、総合工事業は法人が多く、職別工事業は個人が多いということがわかる。

図表43 個人が占める割合（人口規模別）



(出典) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査結果」を基に当研究所にて作成

次に、都道府県別に個人が占める割合を図表44に示す。個人が占める割合の全国値は、総合工事業21.4%、職別工事業35.6%、設備工事業21.3%となっている。この全国値を超える都道府県は、総合工事業が30県、職別工事業が33県、設備工事業が35県となっており、3工事ともに全国値を上回っているのは28県（青森県、岩手県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、山口県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県）となっている。

3工事ともに全国値を下回っている都道府県は、10都道府県（北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、岡山県、広島県）となっている。

図表44 個人が占める割合（都道府県別）



(出典) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査結果」を基に当研究所にて作成

第2章 建設産業の現状と課題

【参考】建設企業ゼロ市町村

令和3年調査において総合工事業、職別工事業、設備工事業のいずれかが0と表記されている市町村の地域区分ごとの数と市町村名の一覧をまとめた（図表45）。3工事業いずれもない市町村は、全国で4市町村（東北1、九州3）となっている。総合工事業よりも、職別工事業と設備工事業がゼロという市町村が多くなっている。

地域特性として、離島や山間部、半島部といった地理的特徴を有した地域が多くみられる。ただし、当該市町村に企業がなくとも、周辺の市町村を拠点にしている企業がある場合も考えられるため、企業数0が一概に問題であるとはいえない。

図表45 建設企業ゼロ市町村

中分類工事業	地域区分	都道府県	市町村
総合工事業ゼロ	東北	福島県	双葉町
	北陸	新潟県	粟島浦村
	九州	鹿児島県	三島村、十島村
		沖縄県	渡名喜村
職別工事業ゼロ	北海道	北海道	新篠津村、留寿都村、喜茂別町、積丹町、赤井川村、音威子府村、初山別村、猿払村、更別村、鶴居村
	東北	秋田県	大潟村
		福島県	檜枝岐村、大熊町、双葉町
	南関東	東京都	利島村、御蔵島村、青ヶ島村
	北関東・甲信	山梨県	丹波山村
		長野県	売木村、天龍村、大鹿村
	東海	愛知県	豊根村
	近畿	京都府	笠置町
		奈良県	野迫川村、下北山村、上北山村、東吉野村
		和歌山県	北山村
	四国	高知県	安田町、芸西村、大川村
	九州	福岡県	吉富町
		宮崎県	西米良村、諸塚村
		鹿児島県	三島村、十島村、大和村
		沖縄県	大宜味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、竹富町、与那国町
	設備工事業ゼロ	北海道	北海道
東北		青森県	佐井村
		秋田県	大潟村
福島県		三島町、大熊町、双葉町、葛尾村	
南関東		東京都	御蔵島村
北関東・甲信		山梨県	早川町、小菅村、丹波山村
		長野県	平谷村、根羽村、売木村、大鹿村、王滝村
北陸		新潟県	粟島浦村
東海		愛知県	豊根村
近畿		奈良県	野迫川村、上北山村
		和歌山県	北山村
中国		岡山県	新庄村、西粟倉村
四国		高知県	東洋町、馬路村、大川村、大月町
九州		熊本県	産山村、湯前町、五木村
		鹿児島県	三島村、十島村、大和村
		沖縄県	東村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊是名村

（出典）総務省・経済産業省「令和3年経済センサス・活動調査結果」を基に当研究所にて作成

おわりに

本調査研究では、これまでの建設産業政策における地域建設業の位置づけを整理した上で、経済センサスをベースに、地域建設業の概況把握と建設企業数の将来推計を行った。将来推計では、多くの企業が廃業する見込みから、2040年には2021年時点の既存企業数よりも企業数が減少するとの推計結果が得られた。経済センサスの中分類（総合工事業、職別工事業、設備工事業）ごとに推計を行ったため、従業員数や資本金といった企業規模ごとの状況を把握することはできていないが、従業員299人以下の法人が425,588社と約99%を占める建設業においては、小規模な企業数が変動していくと推察される。

産業政策においては長きにわたり、過剰供給体制を大前提とした公平な競争と品質の確保の両立が課題の中心に据えられており、人口減少局面における地域建設企業数の維持・存続が喫緊の課題として取り上げられるようになったのは、比較的最近のことである。人手不足や事業承継といった諸問題を抱える建設業界において、徐々に企業数が減っていく大局的な流れを大きく変えることは難しい。しかし、建設業が「地域の守り手」としての役割を今後も果たし続けるためには、廃業の抑止や生産性の向上に繋がる施策の充実や、少ない企業数でも地域のニーズに対応できる枠組みの拡充が、今後も確実に実施されていく必要があると考える。

参考文献

- 金本 良嗣.(1999年). 日本の建設産業. 日本経済新聞社.
建設業を考える会.(1992年). にっぽん建設業物語. 講談社.
建設業情報管理センター.(2018年). 経営事項審査の歴史. 建設業情報管理センター.
荒木 睦彦.(1993年). 日本の建設業. 槇書店.
日刊建設通信新聞社.(2014年). 担い手3法まるわかり. 日刊建設通信新聞社.
武藤 博己.(2006年). 自治体の入札改革. イマジン出版.
木下 誠也.(2017年). 公共調達解体新書. 経済調査会.